

令和6年第2回葛城市議会定例会会議録（第2日目）

1. 開会及び延会 令和6年6月17日 午前10時00分 開会
午後 4時31分 延会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	西川善浩	2番	横井晶行
3番	柴田三乃	4番	坂本剛司
5番	杉本訓規	6番	梨本洪珪
7番	吉村始	8番	奥本佳史
9番	松林謙司	10番	谷原一安
11番	川村優子	12番	増田順弘
13番	西井覚	14番	藤井本浩
15番	下村正樹		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	阿古和彦	副 市 長	東 錦 也
教 育 長	椿本剛也	企 画 部 長	高垣倫浩
総 務 部 長	林本裕明	財 務 部 長	米田匡勝
市民生活部長	西川勝也	都市整備部長	安川博敏
産業観光部長	植田和明	保健福祉部長	中井智恵
こども未来創造部長	葛本章子	教 育 部 長	勝眞由美
上下水道部長	井邑陽一		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	板橋行則	書 記	神橋秀幸
書 記	岸田聖士	書 記	西邨さくら

6. 会議録署名議員 8番 奥本佳史 9番 松林謙司

7. 議事日程

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

質問 順番	議席 番号	氏 名	質疑方法	質 問 事 項	質問の相手
1	9	松林 謙司	一問一答	男性に対する子宮頸がんのワクチンの接種について	市 長 担当部長
				食品ロス削減への住民運動の更なる推進について	市 長 担当部長
				円滑な健康診断実施のための環境整備の推進について	教育長 担当部長
2	7	吉村 始	一問一答	アピアランスケアへの助成について	市 長 担当部長
				パートナーシップ制度について	市 長 担当部長
3	2	横井 晶行	一問一答	太鼓橋のメンテを問う	担当部長
				草刈りメンテを問う	担当部長
4	1	西川 善浩	一問一答	新町スポーツゾーンと部活動の地域移行について	市 長 教育長 担当部長
5	1 2	増田 順弘	一問一答	葛城市の将来人口について	市 長 担当部長
				災害時用トイレの備えの充実について	市 長 担当部長
6	1 0	谷原 一安	一問一答	葛城市の上下水道料金について	市 長 担当部長
				高齢者の終活支援について	市 長 担当部長
7	3	柴田 三乃	一問一答	あらゆる年代の市民への孤独・孤立対策について	担当部長
8	1 4	藤井本 浩	一問一答	車椅子使用者等駐車スペースの屋根設置について	市 長 副市長 担当部長
				防犯カメラ設置費用の補助制度創設について	市 長 副市長 担当部長
				自治体交流について	市 長 担当部長

9	4	坂本 剛司	一問一答	会計年度任用職員の特別休暇の取り扱いについて	市 長 担当部長
				放課後子ども教室について	教育長 担当部長
				生態系等に影響を与える外来植物について	担当部長
				今後の事業の継続性について	市 長
10	8	奥本 佳史	一問一答	本市におけるデザインの考え方について	市 長 担当部長
				民間提案制度について	市 長 担当部長

開 会 午前10時00分

川村議長 ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより令和6年第2回葛城市議会定例会第2日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、一般質問を行います。

申し上げます。去る6月6日の通告期限までに通告されたのは10名であります。質問者はお手元に配付の通告一覧表に記載のとおりであります。なお、一般質問の方法は10名の議員全員が一問一答方式を選択されております。制限時間につきましては、質疑、答弁を含めて60分とし、反問時間は制限時間には含みません。また、質問回数につきましては、制限はございません。

それでは、ただいまより一般質問を行います。

最初に、9番、松林謙司議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

9番、松林謙司議員。

松林議員 皆様、おはようございます。公明党の松林謙司でございます。議長のお許しをいただき、これより一般質問をさせていただきます。

今回、私の質問は3点ございます。第1点目が、男性に対する子宮頸がんワクチンの接種について。第2点目が、食品ロス削減への住民運動の更なる推進について。そして第3点目の質問が、円滑な健康診断実施のための環境整備の推進について。以上3点について質問させていただきます。

なお、これよりは質問席より行わせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

川村議長 松林議員。

松林議員 それでは、まず第1点目の質問、男性に対する子宮頸がんワクチンの接種についてお伺いをさせていただきます。子宮頸がんの主な原因として知られるヒトパピローマウイルス、HPVは、中咽頭がんなど他のがんを引き起こすこともあります。そのため、男性のHPVワクチン接種は、パートナーの女性を守るだけでなく、男性自身のがんの予防にもつながります。海外では、HPVワクチンの男性への接種が進んでおり、国内でも男性の接種費用を自治体が助成する動きが出ております。東京都では、2024年4月から、小学校6年生から高校1年生の男性を対象に、区市町村を通じて接種費用の半額を助成することが決定しました。子宮頸がんワクチン、HPVワクチンに関する日本の男性の理解度はどうなっておるのでしょうか。

PMS（月経前症候群）対策アプリ、ケアミーを運営するヘルスアンドライツは、4月9日の子宮頸がんを予防する子宮の日に合わせて、15歳から44歳までの男性400人を対象にHPVワクチンの認知度調査を実施しました。男性は、子宮頸がんを予防できるワクチンがあ

るということをどのぐらい認知しているのだろうかという質問をしたところ、45.7%の男性が知っている、54.3%の男性が知らないと回答。半数以上の男性が、子宮頸がんを予防できるHPVワクチンの存在を認識していないことが明らかになりました。男性の半数以上が子宮頸がんを予防できるHPVワクチンを知らないということでもあります。では、HPVワクチンを知っている男性のうち、男性のHPVワクチン接種が女性の子宮頸がん予防につながることを知っている人はどのぐらいいるのでしょうか。知っていると回答したのは39.3%、知らないと回答したのは60.7%、HPVワクチンの存在は認識していても、そのうち6割は、男性が接種することが女性の子宮頸がん予防につながることを知らないという結果でありました。

HPV、ヒトパピローマウイルスは、主に性行為によって感染するウイルスです。そのため、男性がワクチン接種による感染予防をすることで性交渉によるHPV感染から女性を守り、子宮頸がんの予防につながります。さらに、HPVワクチンを知っている男性のうち、男性のHPVワクチン接種による男性自身への効果を知っている人はどのぐらいいるのかを調べたところ、知っていると回答したのは32.2%、知らないと回答したのは67.8%という結果に。男性がワクチンを接種することで、HPV、ヒトパピローマウイルスが原因となる中咽頭がん、肛門がん、尖圭コンジローマなどの予防に効果が期待できます。

自分自身の健康に影響するにもかかわらず、約7割の男性がHPVワクチン接種による効果を認識しておりません。男性はHPVワクチンについて知る機会がなく、女性でもご存じない方もおられるので、HPVワクチン自体を知っている男性が半分以下という調査結果は無理もないかと考えられます。また、HPVワクチンは、現在でもそうですが、かつて子宮頸がんワクチンと呼ばれていたこともあり、女性だけに関係のあるものという印象の方が多くなっております。実際に、ヒトパピローマウイルス、HPVが原因となる病気、子宮頸がんだけでなく、男性もかかる肛門がん、中咽頭がん、陰茎がん、尖圭コンジローマなどの予防につながります。

ヒトパピローマウイルス、HPVは、主に性行為によって感染するウイルスです。HPVワクチンを男性自身が接種することで、男性自身の病気の予防にもなりますし、男性が感染することで将来パートナーに感染させるリスクも下がります。男女ともに接種率が高いオーストラリアでは、国全体でHPV感染率や子宮頸がん罹患率が下がってきております。

ここでお伺いをさせていただきますが、男性がHPVワクチンを接種することで、男性自身の病気の予防にもなりますし、男性が感染予防することで将来パートナーに感染させるリスクも下がります。男性が子宮頸がんワクチン、HPVワクチンを接種することの有用性については、まだまだ広く周知徹底がなされていないのではないかと、このように思います。本市におきましても、市のホームページや広報等で、男性が子宮頸がんワクチン、HPVワクチンを接種することの有用性、効果の周知徹底を図るべきであると、このように思いますが、お考えをお示してください。

川村議長 中井保健福祉部長。

中井保健福祉部長 皆さん、おはようございます。保健福祉部、中井でございます。よろしくお願い

いたします。

まず、先ほどのお問い合わせに対しまして、葛城市におきましては、男性の子宮頸がんワクチンに係る情報については、現在、周知することはできておりません。子宮頸がんワクチンを接種することの有用性につきましては、東京都保健医療局のホームページにおきましては、男性の子宮頸がんワクチン接種の効果といたしまして、男性がワクチンを接種することで、中咽頭がん、尖圭コンジローマなどの原因と考えられているHPV、ヒトパピローマウイルス、そのHPVへの感染予防が期待できます。加えて、男性がワクチン接種による感染予防をすることで、性交渉によるHPV感染から女性を守り、子宮頸がんの予防にもつながります、と掲示されております。

また、国では令和2年12月に、4価HPVワクチンの男性への適用拡大が薬事承認され、令和4年8月の厚生労働省のワクチン評価に関する小委員会では、国立感染症研究所にファクトシート作成の依頼が行われ、予防接種法の定期接種化のために必要な情報の収集を進められているところでございます。国においては、定期接種化はまだ実現に至っておりませんが、このワクチンについての情報についての周知の方法や時期につきましては、国の動向や他市町村の状況を踏まえて検討してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

川村議長 松林議員。

松林議員 ありがとうございます。国内で使用されているHPVワクチンには、2価、4価、9価の3種類があります。そのうち男性への接種が承認されているのは4価ワクチン、商品名、ガーダシルのみです。現在、男性への接種は定期接種でないため、費用は接種者が全額負担となり、1人合計3回の接種が必要なので、5万円から6万円程度かかります。東京都荒川区、足立区、大田区、品川区などでは、男性のHPVワクチン接種につきましては、令和6年4月より3回接種分を全額助成しております。なお、江東区につきましては、令和6年6月より、1回分のワクチン接種の助成限度額、1万7,660円の限度額を設けて計3回を助成しております。

なお、接種の対象者については、いずれの区でも、小学校6年生から高校1年生相当の男性の方となっております。3回のHPVワクチン接種費用は5万円から6万円程度と少し高額ですが、本市におきましても、一定の基準、限度額を設けて支援をするべきであると、このように思いますが、阿古市長のお考えをお示してください。

川村議長 阿古市長。

阿古市長 男性の子宮頸がんワクチン接種につきましては、現在、厚生労働省におきまして、定期接種になっていない状態でございます。予防接種につきましては、厚生労働省の判断を、安全性、有効性、そして費用対効果等を重視して評価すると考えた場合には、定期接種に移行していないところが非常に懸念をする状況でございます。全国の状況を見ましても、助成事業として行っている自治体が多いのは、定期接種という判断が1つの目安になっているかと思われま。今後も国の動向を見ながら、情報収集と検討を重ねてまいりたいと考えております。

川村議長 松林議員。

松林議員 市のホームページや広報等で、男性が子宮頸がんワクチン、HPVワクチンを接種することの有用性、効果の周知徹底を図っていただき、また、ワクチン接種の助成制度を創設していただきますように切に要望いたしまして、第2点目の質問、食品ロス削減への住民運動の更なる推進について伺いをさせていただきます。日本では、食べられるのに廃棄される食品、いわゆる食品ロスは約612万トンと言われております。実際に食品ロスを出す割合を見ると、食品関連事業者が全体の55%で、残り45%は家庭からのものであり、大切な資源の有効活用や環境負荷への配慮から、地域における食品ロスを減らす取組は大変に重要であります。

食品ロス削減は、気候変動対策としても大変に重要であり、廃棄における直接的に生じる環境影響だけではなく、その生産過程で投入される天然資源やエネルギーの消費、製造、加工、流通、卸、小売りの各段階でのエネルギー消費など、環境に及ぼす影響は決して少なくありません。食品ロス削減への住民運動の更なる推進は非常に重要であります。このような状況を受け、国、地方公共団体、事業者、消費者の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロス削減に取り組む必要があります。

これを踏まえ、令和元年10月に食品ロス削減の推進に関する法律が施行され、令和2年3月に食品ロス削減推進法基本方針が策定されました。この基本方針では、これからどうするのか、どのように活動を進めていくのかということで、1、国や地方公共団体、事業者、消費者などの各主体が役割と行動を理解し、コミュニケーションを活性化する。2、国は、食品ロス削減の取組を強力に推進。3、都道府県や市町村は、食品ロス削減推進計画を策定、地域の特性に応じた取組を推進。そしてその目標は、食品ロスの量を2000年度比で、事業食品ロスも家庭系食品ロスも、2030年度までに半減させることとなっております。食品ロス削減への住民運動の更なる推進は非常に重要であります。

スマートフォンのアプリ等を活用し、様々な食品を販売する店舗で売れ残った食品の情報を消費者に届け、販売価格の半分以上や無料で提供するサービスの展開など、食品の廃棄を削減するフードシェアリングの地域への普及も有意義かと、このように思います。フードロス、食品ロス削減に取り組む東京都江戸川区は、インターネット上で区内の飲食店や小売店が賞味期限の近い食品を出品し、区民らが手軽に購入できるサービス、タベくるんを2022年12月1日から実施しており、弁当屋や和菓子屋など18店舗が出品し、約2万3,000人の利用者を集め、好評を得ていると伺っております。

このサービスにおいて、事業者は区のホームページから登録後、専用サイトでロスになりそうな食品の販売価格などを入力して出品、一方、商品を購入したい消費者は、同サイト上で予約し、店舗で直接代金を支払い、商品を受け取る仕組みで、通常の価格よりも安価で購入。事業者の登録料は年間1,000円で、消費者は無料、区外在住の人も登録すれば利用できることになっています。区は、2023年度までに50店舗まで拡大できるよう、区内の店舗に周知を進めていると伺っております。区の担当者は、消費者のメリットについて、食品ロスの削減を考えるきっかけになるだけではなく、普段行かないお店へ行く機会にもなると語って

おります。実際に地域のパン屋では出品するとすぐに予約が入り、売り切れるほどの人気ぶりとのことです。店長からは、これまでは捨てるしかなく、もったいなかった。お店に賞味期限が近いパンを出しても発信する方法がなかったのととても助かっている、と好評を得ております。

そこで、本市におきましても、飲食店や小売店で閉店間際に残ってしまった料理や惣菜等を消費者とマッチングさせるサービス等、いわゆるフードシェアリングの展開を支援することも有意義かと考えますが、見解をお聞かせください。

川村議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 産業観光部の植田でございます。よろしくお願いします。

飲食店や小売店でのフードシェアリングにつきましては、他市町村で取り組んでいる事例もあるようでございますので、今後研究をしてまいりたいと考えております。

川村議長 松林議員。

松林議員 ただいま理事者側より非常に丁寧で前向きなご答弁をいただき、ありがとうございます。

フードシェアリングにつきましては、現在、葛城市では行われていない状況であろうと、このように思いますが、先ほど私が紹介した事例も参考にさせていただきながら、葛城市における食品ロス削減と共生社会の構築のため、実施の可否を含めまして、葛城市の実情に即した方法を研究していただきますようによりしくお願い申し上げます。

食品企業の製造工程で発生する規格外品などを引き取り、子ども食堂や福祉施設等へ無料で提供するフードバンクは、まだ食べられるにもかかわらず廃棄されてしまう食品、いわゆる食品ロスを削減するためにはとても有効です。また、各家庭では使いきれない未使用食品を持ち寄り、それらをまとめてフードバンク団体や地域の福祉施設団体などに寄贈する活動、いわゆるフードドライブの活動も注目されております。地域の皆様からの在庫食品の寄附促進を行い、フードドライブ事業等の利活用でもったいないとお裾分けの好循環をつくり、食品ロス削減と共生社会の構築への取組を積極的に進めることも重要かと、このように考えますが、見解をお聞かせください。

川村議長 中井保健福祉部長。

中井保健福祉部長 保健福祉部の中井でございます。よろしくお願いいたします。

まず、葛城市におきましては、葛城市人権教育推進協議会の協力の下、葛城市社会福祉協議会が中心となって事業を行っております。フードドライブとは、家庭で余っている食材を持ち寄って、福祉団体などに無償提供していただき、食料の確保が困難な団体や個人を支援するために届ける活動でございます。社会福祉協議会及び市役所のこども・若者サポートセンター、社会福祉課、人権政策課、地域包括支援課などで相談対応を行っている世帯に対し、2か月に1回、集まった食品をお配りしております。

なお、ご寄附いただきたい食品は、1つ、常温で保存できるもの、1つ、未開封のもの、1つ、賞味期限までに1か月以上あるものとさせていただいております。今後もこの事業を引き続き継続していくためには、更なる事業の周知と理解促進を行うことが必要で、また、この事業を継続していくことでお互いさまの共生社会の推進につながると考えております。

川村議長 松林議員。

松林議員 続いて、コミュニティフリッジ、公共冷蔵庫の設置支援の提案ということで、コミュニティフリッジ、公共冷蔵庫とは、企業、商店などから提供された食料品等を、地域に設置された冷蔵庫、冷凍庫で保管し、随時必要とされる住民や団体等に提供するものです。岡山市の北長瀬のコミュニティフリッジでは、食料品、日用品を提供くださる方をフードプレゼンター、食品をプレゼントくださる方として登録していただき、例えば、お中元やお歳暮でいただいた調味料や加工品、洗剤などや多めに買っておいた缶詰、たくさんいただいたお米など、コミュニティフリッジを通じて必要とされる方にお渡しをしております。また、岡山市内の登録店舗で購入した食料品、日用品をすぐ寄附できるボックスに入れていただくことで、支援を必要とする住民に提供できるフードギフトの仕組みもあります。例えば、4つ入りのプリンを買ったけど、2つでいい、なんていう場合には、残りの2つをレジの後にフードギフトのボックスに入れることにより、気軽にコミュニティフリッジへの寄附ができるようになります。

コミュニティフリッジの利用者からは、前は寄附をいただくなんて恥ずかしいな、申し訳ないなと思っていた部分もありました。でも、利用されている方が意外とおられて驚いております。ただという言葉は恐ろしく、自分を冒険させてくれます。善意を大切に、自分自身もできる奉仕活動を行っていきたいと思います。ありがとうございます。2人の子供と3人で暮らしております。パート勤務をしながら、子育てと家事の毎日を送っています。近くに来たときは利用させていただいていますが、本当にありがたいです。ありがとうございます、との声も寄せられているようです。

また、一般的に流通している農産物についてであります、日本の市場で一般的に流通している農産物は、主に出荷規格のA等級とB等級です。それ以外のものは、たとえ規格内であっても、出荷の手間がかかり過ぎる、手間に対して収益が見合わない、消費者が敬遠するため採算が合わないといった理由で出荷されることはほとんどありません。食べられるものを捨てるのは、単にもったいないというだけではなく、栽培や生産に使われた水、電気、ガスなどを無駄にする、エネルギー問題でもあります。可燃ごみとして処理する場合は、運搬や焼却時にCO₂を排出し、気候変動の原因をつくり、焼却後の灰の埋立ての問題にもつながります。

規格外農産物や廃棄されそうな食品ロスに対して、ヨーロッパでは、スマホアプリ等を利用し、小売店や飲食店等とフードバンク等の団体をマッチングして食料品を提供するフードシェアリングサービスが2015年頃から始まり、普及し始めていると伺っております。生産者には社会や環境に配慮した品物をつくる責任があり、消費者にはそうした品物を無駄なく使う責任があります。そして両者が互いに力を合わせて、全ての人が幸せに生き続けられる持続可能な社会を築いていく必要があります。

食に関わる事業者と野菜等の生産者の連携を促し、色や形における規格外品や、食材の皮や芯や種など、出荷や加工前に廃棄されている地域の食材をできる限り有効に活用する商品開発や、消費の拡大などへの支援を積極的に推進すべきであります。企業や商店などから

提供された食品や、規格外品などの理由により出荷前に廃棄される野菜等を、地域に設置された冷蔵庫や冷凍庫で保管し、随時提供するコミュニティフリッジ、公共冷蔵庫の設置や運営への支援制度を整備し、食の支援を必要とされる地域住民を支える社会環境を整えることは大変に重要なことと、このように考えますが、見解をお聞かせください。

川村議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 食品ロスの削減と生活困窮世帯の支援を目的としたコミュニティフリッジ、公共冷蔵庫と呼ばれる支援活動が行われているようでございますので、今後研究してまいりたいと考えております。

川村議長 松林議員。

松林議員 ありがとうございます。またまた理事者側より非常に懇切丁寧で前向きなご答弁をいただき、感謝申し上げます。家庭や企業、また農家から寄附された食品や日用品を公共の冷蔵庫に持ち寄り、支援を必要とされる方がいつでも自由に持ち帰ることができるコミュニティフリッジ、公共冷蔵庫と呼ばれる支援活動、先ほど私が紹介したような事例のように、近隣市でも支援活動が広がっております。この活動を現在葛城市は実施をされておりましたが、先進地の事例も参考にさせていただき、実施の可否を含めて、本市の実情に即した方法を研究、検討していただきますようによろしく願いを申し上げます。

食品ロス削減と共生社会の構築という好循環の環境構築は今後重要な課題であろうかと、このように思います。食品ロス削減への住民運動全般について、総括的な阿古市長の見解をお聞かせください。

川村議長 阿古市長。

阿古市長 農林水産省の公表では、令和3年度に全国で年間523万トンの食品ロスが排出されております。これは、日本人1人当たりに換算すると1年で約42キロ、毎日お茶わん1杯分のご飯に近い量を捨てているのと同じことになります。食品関連事業者から発生する事業系食品ロス及び一般家庭から発生する家庭系食品ロスを2000年度比で2030年度までに半減させる目標が設定されております。食品ロスを減らすための一人一人の取組が大きな削減につながると考えております。買物するときに買い過ぎない、料理を作る際に作り過ぎない、外食するときには注文し過ぎない、そして食べ切ることも重要です。先進的な取組の調査研究を行い、葛城市の状況、条件、地域性に合った食品ロス削減に向け取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

川村議長 松林議員。

松林議員 ありがとうございます。生産者には社会や環境に配慮した品物をつくる責任があり、消費者にはそうした品物を無駄なく使う責任があります。食品ロス削減と共生社会の構築という好循環の環境の構築を切に要望いたしまして、最後の3点目の質問、円滑な健康診断実施のための環境整備の実施についてお伺いをさせていただきます。

学校での健康診断につきましては、令和4年12月の葛城市議会の定例会での一般質問で坂本剛司議員が、学校健診での上半身の脱衣についてというテーマで一般質問をされており

ます。今回、私の一般質問と重複する部分もありますが、どうぞよろしくお願いいたします。学校においては、児童・生徒等が学校生活を送るのに支障がない、疾病をスクリーニングし、健康状態を把握するため、学校保健安全法第13条により義務づけられている健康診断を毎年4月から6月の間に実施します。学校での健康診断をめぐるのは、近年、全国的な問題として、教育委員会に児童・生徒から聴診器が胸に当たって不快な思いをした。なぜ肌を見せなければならないのか、などの意見が多数寄せられ、上半身裸で待機することや、異性の教員が立ち会うことへの疑問等、その実施方法に懸念の声が上がっております。公明党としましても、こういった懸念のお声をお聞きし、昨年5月12日に政府に提言をした、全ての女性のためのトータルプランの中で、安心して受けられる学校健診の実施として、1つ、健康診断の質を担保しつつ、児童・生徒が安心して受けられる健康診断に取り組むこと。2、学校の健康診断において、衣服を脱いで実施するものに関しては、児童・生徒の性的羞恥心や個々の事情、性的少数者を想定するなどの配慮を行う。また、3点目、女性医師による健康診断の実施の検討。4点目、児童・生徒、保護者への十分な説明を行うとともに、個別の診察スペースを確保してプライバシーの保護に取り組むこと等の提言をいたしました。

そのような状況の中で、文部科学省は、今年1月22日付で、健康診断について正確な診察に支障のない範囲で原則、上半身裸ではなく、体操服等で体を覆うなど、子どもたちのプライバシーや心情に配慮した環境整備を行うよう通知をしました。具体的には、健康診断の服装等については、今まで特に定めがなく、地域や学校で運用が異なっていたため、正確な検査や診察に支障がない範囲で、原則、上半身裸ではなく、体操服やタオルで体を覆い、配慮するように求めました。また、検査や診察の際は、囲いなどで個別スペースをつくり、他の子どもたちから体が見えないようにし、原則、子どもと同性の教職員が立ち会うことなどを例示しました。

一方で、診察では、成長段階に多く見られる背骨の病気で、背中を直接見たり、心臓の異常の有無の確認のため直接聴診器を当てたりすることなどがあると例示し、体操服や下着などをめくって診察する場合や、聴診器を当てる場合があることを学校が事前に子どもや保護者に説明するように求めました。また、文部科学省は自治体に対して、地域の医師会と健康診断の際の実施方法を協議し、周知するように求め、日本医師会にも今回の通知内容の周知を依頼しました。これらの内容に示されたとおり、プライバシー等に配慮された、安心できる環境で正確な検査、診断を受けることができる健康診断の実施が本市の子どもたちにとってとても重要であります。

これらの取組のポイントは、正確な検査や診察に支障がない範囲で児童・生徒のプライバシー等に十分な配慮を行い、児童・生徒が安心して受けられる健康診断に取り組むことです。具体的には、服装につきましては、正確な検査や診察に支障がない範囲で、原則、上半身裸ではなく、体操服やタオルで体を覆う。そして、場所につきましては、検査や診察の際は囲いなどで個別スペースをつくり、他の子どもから体が見えないようにし、原則、子どもと同性の教職員が立ち会う。そして、疾病の発見のため、体操服や下着などをめくって診察する場合や、聴診器を当てる場合があることを、学校が事前に子どもや保護者に説明を

することです。

ここで、養護教諭の現場の声も少し紹介をさせていただきます。前は、女子の上着や体操服でブラジャーを外して健康診断、診察を受けていたが、昨年度からやっとブラジャーをつけた状態での診察がオーケーになった。産婦人科の先生なのでブラジャーがあるのをすごく面倒くさがっていたが、令和3年に文部科学省からそういったこと、下着等にも配慮していくとの通知文が出たので、それをきっかけに校医にも強くお願いすることができて、令和4年度からブラジャー装着での健康診断、診察となった。なので、文部科学省の通知文はすごく有効である。そしてまた、健康診断については、今までも生徒から、何で裸でないと駄目なの、との苦情、疑問も多かったが、校医に、もう少しこういうふうに変更してほしいと思っても、健康診断を受けてくれるお医者さんがいないので、なかなか言えなかった。うちの校医も80歳代の産婦人科医、ほかに引き受けてくださる方、医師がなかなかいない。

そしてまた、個別診察、プライバシーを守ることにつきましては、新型コロナウイルスが転機となった。それまではつい立てをして、その後ろに生徒が並んでいたが、診断時の医師の声も聞こえるので、プライバシーが守れていない面があったが、コロナ禍は、保健室に1人ずつ入る形式になり、そのやり方が浸透してきた。うちの学校は、医師は男性だが、助手として女性看護師が医師の横にいる。また、健康診断のときの立会いは生徒と同性の教員が行っている。また、これからは性的マイノリティーの点からも、女子だけではなく、男性への配慮も必要など、現場からのお声を少し紹介させていただきます。

ここで伺いをさせていただきます。本市におきましても、文部科学省が示したような、正確な検査や診察に支障がない範囲で、児童・生徒のプライバシー等に十分配慮を行い、児童・生徒が安心して受けられる健康診断を実施していくことが重要だと思いますが、本市における健康診断の現在の状況について伺いをします。併せて、今年の1月22日付で文部科学省より出された健康診断についての通知を本市内の学校に周知されたのかについて伺いをします。

川村議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 おはようございます。教育部の勝眞でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

小学校、中学校における健康診断実施の現状でございますが、服装につきましては、小学校では、全ての小学校において、着衣のまま実施しております。中学校では、一部の男子のみ、校医の前で上半身の着衣を脱いだり、めくるなどして実施しておりますが、この場合におきましても、パーティション等で仕切り、校医以外には見られない方法で実施しております。全ての小学校、中学校におきまして、同様にパーティション等で仕切り、校医以外には見られない方法により実施している状況でございます。また、診察の場面においては、正確な検査、診察のために、必要に応じて校医が衣服をめくって診察をしたり、衣服の下から聴診器を入れて診察を行う場合があることについて、事前に児童や生徒、保護者への周知を行っており、養護教諭、児童・生徒と同性の教諭が付き添いまして、プライバシー等に配慮し実施しております。

また、文部科学省より、令和6年1月22日付、児童・生徒等のプライバシーや心情に配慮

した健康診断実施のための環境整備についての通知については、市教育委員会では、奈良県教育委員会を通して通知を受け、令和6年2月1日付で、市内各小学校、中学校、幼稚園、認定こども園へ周知をいたしました。

川村議長 松林議員。

松林議員 ありがとうございます。続けてお伺いをいたします。文部科学省は自治体に対して、地域の医師会と健康診断の際の実施方法を協議し、周知するように、このように求めています。が、本自治体において医師会と健康診断の実施方法について協議をされたのか。もしくは、今後協議していくことが決まっているのかをお伺いいたします。

川村議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 健康診断実施方法につきましては、医師会と協議し、併せて、学校医と各学校の養護教諭が協議を行い、健康診断実施に当たっての共通認識が十分に図られるよう努めています。児童・生徒のプライバシーや心情に配慮した対応については、引き続き学校医と協議し、丁寧に対応してまいりたいと考えております。

川村議長 松林議員。

松林議員 ありがとうございます。正確な検査や診察に支障がない範囲で、児童・生徒のプライバシー等に十分な配慮を行い、児童・生徒が安心して受けられる健康診断の実施を切に要望いたします。私の一般質問を終了させていただきます。

本日はありがとうございました。

川村議長 松林謙司議員の発言を終結いたします。

次に、7番、吉村始議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

7番、吉村始議員。

吉村議員 皆さん、おはようございます。吉村始でございます。ただいま議長の許可を得まして、一般質問を行います。

今回は、アピアランスケアへの助成についてと、パートナーシップ制度についてという2つの質問を行います。今回の質問については、もしかしたら、直接の当事者の割合は、市民全体から見れば少なくなるのかもしれませんが、しかし、行政の大事な役割の1つとして、誰もが尊重されるまち、誰もが住みよいまちをつくることがあるかと思います。今回も質問の意図を分かりやすくお伝えできるように努めてまいりたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、これからの質問は質問席にて行います。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 では、アピアランスケアへの助成についてお伺いをいたします。この質問は、私、おとし、令和4年の9月議会で行っております。その際、行政には、制度の研究と導入の検討とを要望いたしました。当時の保健福祉部長は森井さんでしたけれども、調査、研究を進めますという旨のご答弁をいただいております。今回の質問では、ずばり、アピアランスケアに対する葛城市での補助金事業の導入を要望するものであります。

質問の前に、アピアランスとは何かについておさらいをいたします。実は、今回の質問を

するに当たって、質問の表題を読んだ方、何人かから、アピアランスという片仮名は一体何かというふうに聞かれました。これについて、国立研究開発法人国立がん研究センターが運営しているがん情報サービスというホームページがあります。その中のがん情報サービス用語集のアピアランスという項目がありますので、これをそのまま読み上げたいと思います。アピアランスは、外観や人の容貌を意味する言葉です。脱毛（頭髪、まつげ、眉毛等）、皮膚や爪の変色、爪の変形、手術の傷痕など、治療によって起こる外見の変化に対して、患者の悩みに対処し、支援することをアピアランスケアと呼びます、というふうに書かれております。

私は、今回の質問の準備をする中で、埼玉にある大学なんですけれども、目白大学という大学がありまして、目白大学看護学部教授で、臨床心理士、公認心理師でいらっしゃいます野澤桂子さんが監修された、アピアランスケアに関するインターネットの記事を見つけました。それによりますと、がん患者を対象にアピアランスケアに関する意識調査を野澤さんがされておりまして、1,034名、そのうち男性が518名、女性が516名ですが、1,034名の回答が得られたということでもあります。その調査で、こんなに外見が変わるのであれば、がん治療をしないほうがよかったですかというふうな質問に対して、7.1%の方が「はい」と答えたということでもあります。つまり、がん治療のメリットよりも、外見の変化を避けたいという人もいたということで、がん治療をされる患者にとって、外見の変化というのは切実な問題であるということでもあります。

奈良県内の他市でも、ウィッグや乳房補整具などの補助金事業を行っているところが増えております。おとし、令和4年9月に行いました前回の一般質問の時点では、奈良県内の葛城市を入れた12市の中で、既に2市が補助金を実施されており、検討中が1市あるとの答弁をいただいております。

それでは質問いたします。昨年度、令和5年度までに補助金事業を実施された市の状況をお尋ねいたします。

川村議長 中井保健福祉部長。

中井保健福祉部長 保健福祉部、中井でございます。よろしくお願いいたします。

奈良県内の12市の状況につきましては、令和5年度までに実施されている市は、大和郡山市、橿原市、桜井市、五條市の4市であると確認しております。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 令和5年度までに実施された市というのは、4市あるとのことでありました。では、続きまして、今年度、令和6年度の4月から新たに補助金事業を導入された市は何市あるのでしょうか。

川村議長 中井保健福祉部長。

中井保健福祉部長 現在、各市のホームページ等で確認することができている状態では、本年、令和6年4月から実施されている市は5市であります。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 ホームページで確認できるということで、私もホームページで確認いたしました。新たに

5市がアピアランスケアへの助成を行っております。名称を見ましたら、奈良市は奈良市アピアランスケア支援事業、大和高田市はがん患者のアピアランスケア支援事業、天理市はアピアランスケア支援事業、御所市はがん患者のためのアピアランスケア助成事業、生駒市は生駒市がん患者のアピアランスケア支援事業と、それぞれ若干表現は違いますけれども、いずれも、アピアランスケアという言葉を用いております。

先ほど、がん情報サービス用語集のアピアランスの項目を紹介いたしましたけれども、アピアランスケアの「ケア」ということですのでけれども、国立がん研究センター中央病院アピアランス支援センターによりますと、講義では、医学的、整う容姿と書いて整容的、心理社会的支援を用いて外見の変化を補完し、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケアというふうに定義づけられています。整容的の整容とは、身なりを整えること、身だしなみなどといった意味でここでは使われております。

アピアランスケアについては、前回の質問で当時の森井保健福祉部長が、国の第3期がん対策推進基本計画内において、がんとの共生を目的とする中にアピアランスケアの体制構築の推進が示されており、補助事業についても全国的に推進されているというふうにご答弁くださいました。つまり、がん対策基本法に基づいて、第3期がん対策推進基本計画で位置づけられているということでありました。あれから2年近く経過いたしましたけれども、現在の国、そして奈良県の認識や対応はどのような状況になっていますでしょうか。

川村議長 中井保健福祉部長。

中井保健福祉部長 現在は、国におきましては、第4期がん対策推進基本計画の期間となっております。第3期がん対策推進基本計画と同様に、がんとの共生を目的とする中にアピアランスケアの体制構築の推進が示されております。また、奈良県でも、アピアランスケア支援事業を実施する市町村に対し補助金を交付することにより、がん患者のがん治療に伴う心理的、経済的負担を軽減するとともに、就労等の社会参加を促進し、療養生活の維持向上を図ることを目的に、令和5年4月1日付で、奈良県がんとの共生に向けたアピアランスケア支援実施要領が制定されております。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 今のご答弁で、奈良県がアピアランス支援事業を実施する市町村に対して補助金を交付するというふうなことがありましたけれども、具体的なスキームはどのようなになっていますでしょうか。

川村議長 中井保健福祉部長。

中井保健福祉部長 奈良県は、奈良県がんとの共生に向けたアピアランスケア支援事業実施要領を令和5年4月1日に実施されており、がん治療による外見の変化に伴う補装具等購入費用に対する助成として、助成対象は市町村となっております。市町村への補助額といたしましては、市町村の負担額の2分の1で、県の負担上限額は1万円となっております。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 例えば仮に、葛城市が医療用ウィッグを購入された市民に対して2万円を超える補助金を出したとすれば、その半額、上限は1万円ということなんですけれども、奈良県が葛城市

に補助してくれるということになると思います。それでは、がん患者ご本人、それからあと、ご家族など、アピアランスケアを必要とする市民から相談があったりとかすると思うんですけども、これについて市ではどの部署がどのように対応されていますでしょうか。また、各種団体などから要望等は届いているのでしょうか。もし、要望があるとすれば、どのような内容でしょうか。

川村議長 中井保健福祉部長。

中井保健福祉部長 がん患者の方、また、その家族の方から、健康増進課にアピアランスケアの助成についてのお問合せは数件ございました。その折には、がん患者ご本人のお気持ちをお伺いするとともに、相談などの対応を行っております。また、医療用ウィッグを取り扱っておられる団体からは、助成の対象とすることの要望もいただいております。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 医療用ウィッグを取り扱っている団体からも、助成の対象としてほしいという要望も来ているということであります。また、ご家族の方からの問合せもあるということでございます。実は、私は、数名の市民の方から、これは女性も男性もいらっしゃるわけなんです、それぞれ別々に、医療用ウィッグについて市の補助金制度を導入してほしいという要望を聞いております。その中のお1人の知人の方が、櫃原市内の百貨店に入っている、その百貨店には2店舗、ウィッグのお店が入っているんですが、そのうちの1つの、とあるウィッグのお店でウィッグを購入された際、ウィッグのお店から自治体の補助金制度について案内をもらったということであります。

私もそれを聞きまして、先日、お店に伺いまして、このような商品のパンフレットが入り口のところに置いてありますので、これを拝見しながら店員に話を聞きました。メーカーによって、医療用ウィッグと言ったりとか、メディカルウィッグと言ったりするようでありますけれども、一般のウィッグ、通称おしゃれウィッグというそうなんですけれども、その違いについては3つぐらいあるそうなんです。1つは、やはり医療用ウィッグにつきましては、防臭、抗菌作用が優れているということが大事である。それから、全ての医療用ウィッグにはアジャスターベルト、調整ベルトがついているということらしいんです。これ、なぜですかというふうに聞きましたら、これは、髪の毛というのは治療の段階で伸びてきたりとかするらしいので、そういう状況に合わせて調整をしなきゃいかんということで、これが医療用ウィッグには全てついているということでございます。

それから、これは会社の、メーカーの心意気だと思うんですけれども、社会貢献の一環で、通常商品よりも価格を抑えているというふうなことであります。値段についても気になりましたので伺いましたら、お値段ですけれども、売れ筋につきましては、人毛が織り込んである。それからまた、地肌風のネットがウィッグの下についているもので、これが15万円程度するらしいんですが、これが大体、最低これぐらいのものが要望されていると。あと、高いものであれば、30万円近くするということであります。もっと安いウィッグもあるんですけれども、安価なウィッグというのは、商品に人毛ではなくてアクリルの毛を、人工毛を使用しているらしいんですが、熱が籠もる欠点があるんだそうです。健康な方であれば、気にな

らないかもしれないんですが、抵抗力の弱ったがん患者には負担になるということでもあります。また、ウィッグの裏面の凹凸や肌触りなども、健康な人であれば問題がないレベルであっても、やはりがん患者の方は、肌に負担をかけてしまってつらい思いをするなど、そういったことがあるということでもあります。肌触りの優しい商品は、やはり高価になってしまうということでもあります。

さて、話は変わりますけれども、おとしの6月に厚生労働省が発行した、がん対策推進基本計画中間評価報告書には、1、科学的根拠に基づくがん予防、がん検診の充実、2、患者本位のがん医療の実現、3、尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築という3つの全体目標が掲げられています。私はこの3にも関わると考えますけれども、がん患者等の就労を含めた社会的な問題という項目の中に、アピアランスケアや生殖機能への影響に関する説明、そして、がん患者の自殺など、アピアランスケアについては、社会的な問題の1つに挙げられているわけであります。私は、そのような実情がありますので、アピアランスケアの助成を自治体が行って、そしてがん患者に寄り添うことにより、がんになっても自分らしく安心して生活を送るための一助となるというふうに考えるものでありますけれども、市の認識はいかがでしょうか。

川村議長 中井保健福祉部長。

中井保健福祉部長 国の第4期がん対策推進基本計画におきましても、がんとの共生分野のがん患者等の社会的な問題への対策の目標の中に、アピアランスケアの体制構築の推進が示されております。また、奈良県におきましても同様に、がん患者のがん治療に伴う心理的、経済的負担を軽減するとともに、就労等の社会参加を促進し、療養生活の維持向上を支援するための制度が構築されました。主な支援の内容は、がん治療に伴う外見変化を補完するための医療用ウィッグや、乳房補整具の費用助成となっております。葛城市におきましても、国や県と同じく、アピアランスケアへの周知と助成については検討していく必要があると認識しております。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 国、県も、こういったことについては重要であるというふうに認識されていて、葛城市においても、周知と助成について検討していく必要があるというふうに今ご答弁をいただきました。質問の冒頭で申し上げましたように、前回、葛城市においても、補助制度の研究と導入の検討を要望したいということをお伝えいたしましたら、当時は、2年前ですけれども、アピアランスケアにつきましては、まだ周知が行き届いていないのが現状であります。そしてがん患者の方、また、そのご家族の皆様のご意見も伺いながら、周辺市町村の対策方法等も調査しながら研究を進めてまいりたいという旨のご答弁をいただいております。それにつきまして、市としては、現在どうでしょうか。

川村議長 中井保健福祉部長。

中井保健福祉部長 国や県の動向を注視しながら、また、実際に行われている市町村の実施状況を確認しながら、葛城市にとっての最適な支援方法を現在確認しているところでございます。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 それでは、最後に市長にお尋ねをしたいと思います。前回、今回と私、質問を行ってまいりましたが、葛城市においても、ぜひ、補助制度の導入を検討願いたいというふうに思うものであります。先ほども申しましたが、アピアランスケアの助成を自治体が行って、がん患者に寄り添うということによって、がんになっても、がん患者の方が自分らしく安心して生活を送るための一助となるというふうに考えるものであります。市長には、ぜひとも前向きな答えをいただけたらありがたいと思いますけれども、市長、いかがでしょうか。

川村議長 阿古市長。

阿古市長 本市では、がん患者の方、またはその家族の気持ちに寄り添いながら、がん治療に関する情報発信、また、そのケアに関する情報発信を行っているところでございます。その中のアピアランスケア支援事業につきましては、検討する必要がある事業であると認識をしております。

以上でございます。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 今、市長からも、検討する必要があるというふうなご答弁をいただきました。ぜひともよろしく願いいたしたいと思います。

続きまして、パートナーシップ制度についてお伺いをいたします。私も、パートナーシップ制度につきましては、緊急時通報カードという、ほかの質問でも触れてまいりました。このたび、奈良県が、全ての人が自分らしく生きることができる社会の実現を目指し、様々な性的指向やジェンダーアイデンティティーの人たちの生活上の障壁をなくすため、令和6年4月、今年4月から、奈良県パートナーシップ制度を導入しました。葛城市では、かねてから、パートナーシップ制度は、県単位など広域で導入されるのが望ましいとの考えであったというふうに認識をしております。県の導入に当たりまして、本市の対応について質問をしたいと思います。

まず、今年、令和6年4月1日から導入されました奈良県パートナーシップ制度の概要につきまして、どのようなものか、お伺いをいたします。

川村議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 市民生活部の西川でございます。よろしくお願いいたします。質問にお答えをさせていただきます。

奈良県では、性的指向及びジェンダーアイデンティティーの多様性が尊重され、全ての人が自分らしく生きることができる社会の実現を目指す中で、性的マイノリティーの方々が日常、社会生活を営む上で生じている障壁の低減を図ることを目的として、令和6年4月1日からパートナーシップ制度を導入されました。パートナーシップ制度とは、戸籍上同性であるカップルに対して、パートナーであることを承認する制度です。法的効力はありませんが、公営住宅にパートナーの入居が可能となる、病院などで家族として対応されやすいなど、生活上のメリットが期待されます。また、民間サービスにおいても、携帯電話の家族割や、パートナーを生命保険の受取人に指名できるなど、利用可能な企業が増えつつあります。

県の制度では、届出ができる人の要件として、双方が共に成年に達していること、少なくとも、いずれか一方が県内に住所を有すること、または県内への転入を予定していることなどとなっています。届出をされますと、書類等の確認後、パートナーシップ届出書受領証が交付されます。パートナーシップ届出書受領証の提示等により、利用できる県の手続といたしましては、県営住宅の入居申込みなどがあります。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 県の制度を今お答えいただきましたけれども、届出をされますと、パートナーシップ届出書受領証というものが交付されるということであります。それを提示すると、例えば提示等をすることによって県営住宅の入居申込みができるようになるとか、そういったことがあるということであります。

さて、私、県が発行しております、奈良県パートナーシップ制度の手続の手引というものを入手しておりますが、これによりますと、届出は対面によるというふうにあります。届出の受付場所は、県庁内にあります、いずれかのプライバシーを確保できる場所にて行うというふうにしてあります。文字づらだけ見ましたら、奈良県民が利用する県の制度であるということでありますけれども、市としては、県の制度にどのように関わっていく予定でしょうか。

川村議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 パートナーシップの宣誓制度につきましては、以前より、都道府県単位といった広域での導入がより実効性のあるものと考え、奈良県へもその旨要望していたところでございます。本市におきましても、本市における行政手続について、県のパートナーシップ制度を活用し、当事者の方々の障壁の低減を図っていきたいと考えております。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 葛城市でも、行政手続において、県のパートナーシップ制度をまず活用するということと、それから、当事者の方々の障壁の低減を図っていききたいというふうなことであります。

さて、行政の役割としまして、今回、新しく導入されましたパートナーシップ制度の趣旨や利用方法について、広く市民に周知、啓発していくということが大事だと考えるものでありますけれども、いかがでしょうか。

川村議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 奈良県では、制度導入について令和6年3月に公表されたところであり、周知はまだ十分ではないと思われます。今後、更に県でも周知を図られると思いますが、当市におきましても、本制度について周知をしていきたいと考えております。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 この制度、4月導入なんです、公表されたのが3月なんです。本当にぎりぎりだったんです。県も周知をされていかれると思いますけれども、葛城市においても周知、ぜひともよろしくお願いいたします。本制度の導入をきっかけに、性的マイノリティーに対する市民の理解をやはり促進するということが大事だというふうに思うんですけれども、そのため、今後どのようなことを考えておられますでしょうか。

川村議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 市民向けの啓発の取組といたしましては、これまでも、市ホームページや広報誌への掲載、6月の男女共同参画週間や、12月の人権週間における啓発パネルの展示、講演会の開催などを行ってまいりました。そのほかの取組といたしまして、LGBTQ、いわゆる性的マイノリティーの方の中には、書類への性別の記入に抵抗を感じたり、精神的に苦痛を感じる方もおられますので、市役所における手続やアンケート調査等の際には、性別記載の必要性を検討したり、性別記載方法を工夫したりなど、配慮について各課に周知をしております。今後も、広報かつらぎや市ホームページを活用した啓発、そして、市民皆様一人一人に届き、心に浸透させることができるような講演会などを継続開催し、性的指向及びジェンダーアイデンティティーの多様性に関する理解を深めるための取組を進めてまいります。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 これまで随分と、行政をはじめ、様々な取組をしてこられたと思います。私も、行政をはじめ、取り組まれた、例えば講演会、特に当事者の方が話をしてくださる講演会というのは、本当に胸に刺さるといいますか、こういった経験、本当につらい経験とかされていく中で、それをうまく消化して、そして、マイノリティーでない、マジョリティー側の人間に対しても、分かりやすく、そういったことを話してくださいます。人生に正解があるわけではありませんけれども、この中でいろいろな経験、体験というものを聞くことによって、これがまた、私も行政に対する提言につなげていけるのではないかというふうに、いつも聞きながら考えておるといことであります。

さて、県の制度導入をきっかけに、市独自の施策、例えば、これまで配偶者に限るとしていた施策の中でも、県のパートナーシップ利用者にも利用してもらえる市の制度も、調べていくとあるのではないかというふうに思うわけですが、これについてはいかがでしょうか。

川村議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 本市における行政手続について、県のパートナーシップ制度を活用した対象者の拡大等について検討するため、庁内各課宛てに調査を実施しております。今後、この調査結果を基に、市の行政手続について整理を行い、当事者の方の障壁の低減を図っていきたいと考えております。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 今、県のパートナーシップ制度を活用した対象者の拡大について検討を市ではされているということと、それから、庁内の各課で調査を実施して、これをまた生かしていこうというふうに考えられているということでもあります。例えば大和郡山市、パートナーシップ宣誓制度ガイドブック、大和郡山市はパートナーシップ宣誓制度というのを持っておられて、これのガイドブック、しっかりとしたものを作られております。葛城市におかれましても、今後、例えば県の制度を分かりやすく、県が作られたら、もちろんそれを利用されるというのもいいんですけども、市民に対して、市ではこういったふうに使えますよというようなもの、大和郡山市のガイドブックを見まして、非常によく分かると思いますか、事細かに書か

れていまして、こういったものも参考にしながら、市民の方に分かりやすくなるものも検討していただけたらと思います。

それから、私、聞いたところによりますと、今回の県のパートナーシップ制度につきましては、県職員に対する研修もこれからだというふうに伺っておりますけれども、市の職員にも、ぜひとも参加して、この制度が実を持った制度となるようお願いをしたいと思います。

今回の質問は直接というわけではありませんけれども、たまたまなんですが、5月29日に、長崎県の大村市で、同性カップルの住民票の続柄の中に、内縁関係に準ずるような、そういったものの記載をするというふうなことで、大きくマスコミで取り上げられております。これについても様々な考え方があると思いますけれども、この記事を読みまして、私、感じましたのは、やはり当事者の方々というのは、相当つらい思いであったりとかかされていたりとかするんだなということを改めて思いました。こういった方々の障壁が、行政のほうで手続的に取り除けるのであれば、これは、冒頭、私、申しましたけれども、誰もが尊重されるまちづくり、誰もが住みよいまちづくりにつながっていくのではないかというふうに思います。また、今回の質問ではありませんけれども、緊急時通報カードにつきましても、また機会を改めて質問をしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。今回も丁寧なご答弁、誠にありがとうございました。

川村議長 吉村始議員の発言を終結いたします。

次に、2番、横井晶行議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

2番、横井晶行議員。

横井議員 皆さん、2番の横井でございます。今日は大きく2個、質問します。

1つ目は、太鼓橋のメンテを問います。2つ目、草刈りのメンテを問います。

それでは、質問席で行います。

川村議長 横井議員。

横井議員 2番、横井でございます。

太鼓橋のメンテを問う。理事者の皆さん、そして皆さん、古今東西、この橋、まさにもって地元の橋、歴史的に誠にもって由緒ある太鼓橋の経年劣化、これに伴い、過去、何度となく当該メンテが取り上げられてきたのであります。今まさに市民の皆様からの強い要望が、陳情が、再三、再度にございまして、当該太鼓橋のメンテナンスの状況を改めて葛城市議会に取り上げる次第であります。

私は、今回、当該メンテを分かりやすいように、過去、現在、未来、3分野に分けて質問し、行政からの公式見解をお聞きするものであります。過去の経緯についてです。行政は、太鼓橋に関わる陳情、区要望についてどのような対応をされてきたのでしょうか。お願いします。

川村議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 都市整備部の安川でございます。よろしくお願いいたします。

平成30年度までに行った橋梁点検において、太鼓橋については早期措置段階であるとの判定となり、補修について検討することとなりました。石造りの橋で、4径間と珍しい橋でご

ざいます。平成29年5月24日付で、太鼓橋を守る会より、太鼓橋を保存のため、歩行者専用の橋として、また、新たに橋梁を設置してほしい旨の要望をいただいております。補修検討の中での要望もあり、太鼓橋を歩行者だけでも通れる橋として補修できるようにして一般財団法人橋梁調査会の技術支援を受け、補修の方法等について検討いたしました。結果につきましては、車道として補修するには原形をとどめないものとなる。それと、現状は強度がありそうであるが、耐震には対応していない。また、詳細の構造が分からず、強度計算もかけられない。以上の結果でございました。その中で突然崩壊することもあることから、近隣の4大字の区長の同意をいただき、安全のため、令和4年8月22日より全面通行止めとしております。その後、同年に、大字新庄区から大字要望として、太鼓橋に併設する歩行者専用の歩道橋の新設設置を希望する旨の要望書をいただいております。

令和5年度には、より詳しい調査を行うため、予算を確保し、株式会社文化財保存計画協会において橋梁調査業務を行いました。歴史的価値を損なわないまま、歩道として利用できるよう検討を行っております。調査の結果、床石、はり石、桁石の隙間、橋脚の沈下等が見つっております。この結果につきましては、要望のありました区長に報告をしております。

今回の調査においても、橋の状態の把握はできたものの、構造計算ができないことから、歩道橋として供用するに当たって、十分な耐荷力、耐震力を持っているか不明であり、安全性の担保ができないとのことで、また、耐荷力などを強化する具体的な補修方法等は不明との結果となっております。

川村議長 横井議員。

横井議員 2個目の質問に入ります。

現状についてですが、本当に歩行者の通行もできない状態なのでしょうか。お願いします。

川村議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 令和5年度の調査結果を踏まえ、引き続き安全面から、歩行者も含め、通行止めを行っております。

川村議長 横井議員。

横井議員 では3個目に入ります。

将来について、太鼓橋の未来について、行政は今後どうしてくださるのでしょうか。お願いします。

川村議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 今後の対応としましては、教育委員会とも協議を行い、太鼓橋を文化財として登録に向け、併せ、文化財として補修できるか等の検討を進めていきます。また、新たな橋梁の設置については、地元区からも要望をいただいているところでありますが、多大な費用を必要としますので、対象補助金等の調査研究をしているところでございます。

それと、今後の調査、改修等につきましても、地元区の意見を聞きながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

川村議長 横井議員。

横井議員 続けてやります。さきの都市整備部の回答として、太鼓橋の文化財登録の調査検討をしていくとありましたが、同時に、教育部からのご見解もお聞きしたいのです。お願いします。

川村議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 教育部の勝眞でございます。文化財の登録につきましてお答えをさせていただきます。

文化財の登録につきましては、非常にハードルが高く、必ず登録できるというものではありませんが、市といたしましては、太鼓橋の歴史について、令和5年度の株式会社文化財保存計画協会の調査によって明らかになった内容、地元で伝えられてきた内容、また、歴史博物館で調査した内容を合わせまして、文化財登録が可能かどうか、可能であるならば、どのような手法があるのか、奈良県と協議を行ってまいりたいと考えております。

川村議長 横井議員。

横井議員 太鼓橋の件、ありがとうございました。

次に、草刈りメンテを問う。この夏シーズン、毎年のように市民の皆様より声の上が増えてまいります陳情、要望を取り上げる次第でございます。ずばり、草刈りの問題です。荒れ地の草がぼうぼう、この状態では虫がばんばん発生し、飛来し、目や喉も痛くなり、誠にもって、災害とでも言うべき現実でございます。行政機関は、市民の皆様からの草刈りの苦情を受けた場合、市民の声をどのように対処、反映されているのでしょうか。お願いします。

川村議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 産業観光部の植田でございます。よろしくお願いします。

市民から草刈りに関する連絡を受けたときは、それぞれ連絡を受けた部署で所有者や地目等の調査を行います。その結果により、それぞれの担当課が現地確認を行います。当該地が市有地である場合は市で対応しますが、民有地で適正管理ができていないと判断した場合は、所有者に対し、草刈り等の管理をしていただくように文書を発送しております。

川村議長 横井議員。

横井議員 理事者の皆さん、皆々さん、私は、今回の葛城市議会での一般質問のように、皆さんからの要望、陳情を行政に必ずや反映させる次第であります。私は、これからも皆様からの声を声にする草の根運動をして、市民第一を実践的に展開する次第であります。長らくのご清聴ありがとうございました。

川村議長 横井晶行議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。なお、午後1時30分から会議を再開いたします。

休 憩 午前11時35分

再 開 午後 1時30分

杉本副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長所用のため、私が代わって議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

続きまして、1番、西川善浩議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

西川善浩議員。

西川議員 皆さん、こんにちは。お昼1番ということで、一般質問をさせていただきます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、私、西川善浩が一般質問を始めさせていた

できます。

今回の質問については、過去、何回かさせていただいておるんですけども、新町スポーツゾーンと部活動の地域移行ということについて質問をさせていただきます。

これより先は質問席にて質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

杉本副議長 西川議員。

西川議員 質問をさせていただく前にいつも前置きをさせていただいておるんですけど、だんだんと気温の高い日が続いてくるようになって、梅雨入りも今週ぐらいになっていくのかなと。間もなく夏本番といった季節を迎えることになってきます。本年は、葛城市制誕生20周年ということもあって、この気温以上に、もっともって熱気が上がってくることを願っておるところでございます。しかし、僕にとっては、本当に暑い時期が来るのが毎年つらい。天然のミートテックというものを年がら年中まとおるもので、少しつらい、我慢の時期になってくるところは間違いないんですけども、しかし、世間一般にとっては、これからの季節は、レジャーとかスポーツにおいて、外で活動する機会が増えてくるところでございます。先日も、新町の新庄第1健民運動場で、奈良県高校サッカーのインターハイ予選の決勝が行われました。私の母校、奈良育英高校と生駒高校が本当に熱戦を繰り広げたんですけども、残念ながら、私の母校は惜敗をしてしまいました。でも、彼らには次の機会もありますし、また上を目指して頑張ってほしいと思うところと、生駒高校の選手には、奈良県を背負って、しっかりとインターハイの本線で大暴れしてきてほしいと、心から願うところでございます。

彼らの汗を流して必死に闘っている姿や勝利に歓喜している姿、また、悔しさを本当にあらわにしている姿を見ていると、いつの時代においても、スポーツの大切さ、学びというのは、本当に大きくかけがえのないものであるというふうに改めて感じたところでございます。そんな中、私も、たくさんのサポーターというんですか、人たちに混ざって応援をしていたんですけども、言わずもがななんですけども、新町の施設の老朽化とか、バリアフリー化、便所の問題なんか、本当にこんなにたくさんの人が来てくれているにもかかわらず、一市民として、議員としても、何か恥ずかしさを感じたというところがございます。この課題は、スポーツ事業計画等も含めた上で、行政がしっかりと向き合わなければならないということであると感じたところがございます。

それでは、前置きはこれぐらいにして、質問に入らせていただきます。新町スポーツゾーンと部活動地域移行についてということですけども、この質問については、私自身においても、過去、幾度となく、取り上げさせていただいております。新町スポーツゾーンについては、一向に進む気配なく、時間だけが過ぎ去っております。過去2回ぐらい質問もさせてもらって、定期的に本当にしつこくやっていくという所存でもありますので、理事者の皆様においては、そのつもりでご対応のほうをよろしくお願い申し上げます。

それでは、初めに、昨年3月とおとしの一般質問の際にもお伺いしていました、葛城市新町スポーツゾーン基本計画策定会議の件についてですけども、阿古市長のほうからは、

基本計画が策定された段階で当初の目的は達成されたという認識を示されました。また、当時の部長からも、当初の目的を達成されたということから、会議自体は開催していないということでございます。これについては、本当に何ら進んでないのに、目的を達成されたということは、私自身、本当に腑に落ちていないところでございます。ですけど、そのときの答弁で、過去の答弁ですけど、今後、国スポの競技会場として選定されるためには、奈良で行われる国民スポーツ大会を契機とした更なる施設の利活用や、スポーツ振興策、地域振興策が必要となり、それらの財源も必要となることから、有利な補助金なども模索しながら、民間の資金力の活用も視野に入れ、それらを協議するための場も検討してまいりたいと考えておりますという答弁がございました。また、こういう答弁もありました。今後につきましては、関係各位に協力をお願いし、国スポの競技会場選定スケジュールに合わせて、できるだけ早期に協議してまいりたいと考えておるという回答がございました。昨年度に1年間待っていたわけですが、いつ報告が来るのかなと思って待ってあったわけですが、一向に動きがないという状態でございます。再度お尋ねしますが、葛城市新町スポーツゾーン基本計画策定会議については、現在どのような状況でございますか。

杉本副議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 教育部の勝眞でございます。

令和4年3月、また、令和5年3月の一般質問でご質問いただきまして、答弁をさせていただきましたが、葛城市新町スポーツゾーン基本計画策定会議につきましては、基本計画が策定された段階で当初の目的を達成したことから、策定のための会議というのは一旦終了いたしました。新町運動公園周辺エリアについては、都市計画マスタープランにおいても、スポーツ振興ゾーンと位置づけられ、市民がスポーツを楽しみ、健康増進や交流を図る場として機能を強化するとしていることから、今後は、令和13年に本県で開催される第85回国民スポーツ大会の競技開催地として、県外からも多くの方が来られ、スポーツを通して交流いただける場として更に活用が広がるエリアとなるよう、整備計画なども含めまして、検討の機会を設ける必要があると考えております。

杉本副議長 西川議員。

西川議員 今、また機会を設ける、その場を設けるということも答弁ありましたけれども、昨年もおとしも、そういうふうに言っていたいておるところでございます。国スポに合わせてやっていかなあかんというところ、これも1つの契機になると思います。例えばメンバーとか、どういう場を開催するというイメージ、そういうのを具体的に教えていただきたいと思えます。

杉本副議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 新町運動公園内新庄第1健民運動場は、令和13年に開催される国民スポーツ大会のサッカー競技会場地として選定されておまして、令和7年度には、会場地正規視察が実施される予定となっております。正規視察では、競技施設の課題及び施設整備の方向性などを確認していくことになります。これらの課題等を踏まえまして、国民スポーツ大会に向けての施設の整備計画並びに国民スポーツ大会開催後の施設の活用の在り方などについて、今後検

討の場を設けてまいりたいというふうに考えております。また、これから準備を進めてまいりますので、現時点では、検討に当たってのメンバーは決まっておりません。

杉本副議長 西川議員。

西川議員 1年前、おとしもそうなんですけど、できるだけ早期にずっと協議をするということをお願いしていったんですけども、やはり、まだ国スポの機運というのも高まってきてないのか、市としても高まってきてないのか、それは分かりませんが、一向に進められていないというのが現状でございます。今、答弁もありましたけども、令和7年度には、本当に会場の正規の視察というのが来るんです。多分、国のほうからですか。分かりませんが、正規視察というのも予定されているということです。今年度中には何らかの動きを見せていただきたいというところは本当に強く要望するところでございます。昨年度も、今年度にはと言うてたんですけど、ほんまに今年は真剣に考えていただきたいというところでございます。

それでは、少し違う角度より質問しますが、昨年の一般質問の際に、令和13年に迎える国スポについて触れました際に、競技会場の誘致に向けて、サッカー競技と相撲競技をする意向書を国スポの準備委員会というところに提出されたと聞いております。第1選定については、両競技とも、現在のところは、第1次は通っているということで間違いはないでしょうか。

杉本副議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 令和5年2月に、サッカー競技として新庄第1健民運動場と新町公園球技場を、また、相撲競技につきましても、開催地としての意向書を提出いたしまして、令和5年9月1日付で、サッカー競技については新庄第1健民運動場、相撲競技については葛城市民体育館を競技会場として選定する旨の通知がございました。新町公園球技場につきましては、現在、練習会場として調整されています。

杉本副議長 西川議員。

西川議員 ありがとうございます。今、聞いてもらったように、サッカー競技については新庄第1健民運動場、相撲競技についても市民体育館を競技場として第1次は選定をされたというところでございます。それに対しての、これ以降のスケジュールというのはどのようになっているのかというのを教えていただきたい。

杉本副議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 国民スポーツ大会、奈良県大会の全体のスケジュールといたしましては、令和6年に正式競技、特別競技、公開競技の会場地が選定されまして、令和7年に中央競技団体の正規視察、令和8年に開催内定、令和10年に開催決定となり、1年前の令和12年には正式競技のリハーサル大会が開催されまして、令和13年に国民スポーツ大会の開催となります。葛城市といたしましては、競技開催地としての整備計画などを検討するため、奈良県と調整を図りながら準備を進めてまいりたいと考えております。

杉本副議長 西川議員。

西川議員 奈良県とも本当に協議をして調整しながらというところになってくるんですけども、この

機会に、何回も言うようですが、やっぱりスポーツゾーンと、国スポに向けての整備計画というのは、しっかりと進めていただきたいというところでございます。将来の本市のスポーツ振興を推進する上においても、7年後に迎える奈良国スポ、全スポについても、契機として捉えるべきものであると思い、その契機に、市としては、スポーツに親しめる環境づくり、活動の場を整備していくことが必要でございます。事業手法などは次のステップとして考えていくこととして、市としては、新町スポーツゾーンにある都市公園として位置づけられる新町運動公園の新庄第1健民運動場や新町公園球技場、コミュニティセンター、新町公園テニスコートやウェルネス新庄などの施設の修繕とか更新だけではなく、このエリア一帯を、何かコンセプトを持って整備していくという考えというのはございますでしょうか。

杉本副議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 新町運動公園エリアにつきましては、市民の皆さんが健康増進を目的にスポーツを楽しみ、また、スポーツを通して交流いただける、大きな役割を持ったエリアであると考えております。各施設については、全体的に老朽化が進み、改修が必要な時期を迎えておりますが、国民スポーツ大会開催を機に、大会開催後の施設の活用について、また、市のスポーツ振興に大きな役割を担うエリアとして、エリア全体の在り方についても検討してまいりたいというふうに考えております。

杉本副議長 西川議員。

西川議員 大会開催後、国スポだけで終わらんと、その後の活用、市民に愛されるようなところも必要ですし、その後にどうやって維持していくかということもしっかりと考えながら整備を検討していただきたいというところでございます。

本エリアについては、市民が、誰でも、いつでも、運動の機会が得られる場所となっていたきたい。市外から来られる方にとっては、魅力あるエリアとして活用していただき、僕としては、収益もしっかりと伴いながら、持続的に発展できるようにしてほしいと、私自身は考えているところでございます。先ほど部長の答弁でもあったように、国スポが開催された後においても、本市にとって有効で持続可能な、愛されるエリアとしてつくり上げる必要があります。検討のほどよろしく願いいたします。

さて、国スポでは、相撲競技についても本市で開催することが1次において決定をしております。これについては、相撲競技については1か所だけで、ほぼ葛城市で決まりと思っているところなんですけど、この会場を含め、練習場所についても、どのように考えておられるのかというところをお伺いしたいと思います。

杉本副議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 相撲競技につきましては、葛城市民体育館を競技場といたしまして選定されております。競技には、競技用の土俵と練習用の土俵6面以上、そのほか、各都道府県の選手用の控室などの施設が必要となってまいります。令和5年度に、競技団体と奈良県の国民スポーツ大会準備室と市が現地を視察する三者会議が実施され、現時点での確認事項といたしましては、競技用の土俵については葛城市民体育館に設置、練習用の土俵については体育館西側のテニスコートに6面を設置、また、選手用の控室については新庄第2健民運動場に設置す

ることを想定しております。今後につきましては、令和7年の中央競技団体の正規視察後に調整していくこととなります。

杉本副議長 西川議員。

西川議員 市民体育館に土俵を設置すると。練習用の土俵については、体育館横のテニスコートがあります。あそこに設置を、練習用6土俵というんですか、要るところでございすけど、これ、今、野ざらしというか、雨もかかる状態ですので、屋根とかも必要になってくるのかなと思いますし、その後も、例えばテニスコートでも、全天候型の形で使っていけるかもしれませんので、そういうことも含めて、いろいろと検討していただきたいと、整備するに当たっても、思うところがございます。相撲競技については、相撲発祥の地のシビックプライドとして、本当に国スポの会場に選定されたことは非常にうれしいところでございます。これについても、施設の整備、そして国スポ開催後の活用の仕方も含めて協議をしていただきたいと思います。

さて、令和7年3月末までには、全ての会場が決まっていくというところでありますけども、答弁から、サッカー会場においては、新町スポーツゾーンの中の1つでもある新庄第1健民運動場が1次においては選定をされている。残念ながら、新町公園、新町公園球技場のほうは練習場というところになっております。これについては、観客のスタンドがないとか、やっぱりそういうところが競技開催の選定場所にふさわしくないというところで、練習会場になったというところで聞いております。

本市の新庄第1健民運動場については、40年前に整備されてから、天然芝に関しては、皆さんも知ってもらっているように、お金もかけて、市の財産として受け継がれながら、今でも、市もそうやし、市内外からも本当に高い評価を得ていると感じておるところでございます。しかし、それ以外の施設に関しては、ほとんど変わっていないという状況でございます。しつこく言うようですが、私としては、やはりこれを契機として、グラウンドだけではなく、スポーツゾーンとしての再整備計画を立てる必要があると感じておるところでございます。ずっと言われるんですけども、前の答弁でもそうでしたけども、財政状況を鑑みてという答弁ではなく、このスポーツゾーンをどのようにしていきたいかと。例えば市民の方々が集う交流の場や、健康増進を図れるような場にしていきたいのか。例えば、市民交流の場だけにとどまらず、本当に有名なトップアスリートが集って、合宿とか、試合とか、競技とか、そういう場にしたいのか。どういうふうにしていきたいのかという、そのようなスポーツゾーンの市長としてのビジョンというのはございますかというところと、スポーツゾーンだけでなく、スポーツ振興、推進という大きい観点での市長のこれからの考えというのはありますでしょうか。

杉本副議長 阿古市長。

阿古市長 市民の皆さんが、年齢や技術レベルを問わず、スポーツに触れる機会があり、生涯にわたって、健康で生き生きと過ごしていくために、スポーツ環境を充実させ、スポーツ振興を進めていくことはとても大切なことだと考えております。また、スポーツ振興を進める上で、新町運動公園周辺エリアについては、市民の皆さんがスポーツを楽しみながら、さらには健

康増進、交流を深めていただくための非常に重要なエリアであると考えております。新庄第1健民運動場では天然芝の維持管理を日々職員が行っていますが、サッカー競技の大会などの関係者から非常に高い評価をいただいているところでございます。この新庄第1健民運動場につきましては、今、話がありましたように、令和13年開催の国民スポーツ大会のサッカーの競技会場としていただけるよう意向書を提出いたしましたところ、今回選定となったということでございます。さらに、相撲競技の会場地としても同じく意向書を提出させていただきましたところ、市民体育館が会場として選定されました。令和13年の国民スポーツ大会が開催されることを契機に、施設の整備を進めまして、市民皆様のスポーツ振興に寄与してまいりたいと考えております。特に新町運動公園エリアにつきましては、新庄第1健民運動場を中心に、どこまで整備が必要か。また、どのように整備をしていくのかにつきましては、これから検討していくということになりますが、国民スポーツ大会が葛城市内で開催されることにつきましては、葛城市の子どもたちにとってもよい経験となると考えております。また、開催後の活用方法やエリアの在り方につきましても、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

杉本副議長 西川議員。

西川議員 市長から今、スポーツゾーンのところの重い答弁をいただいたんですけども、市長、スポーツ振興というか、大きい意味での、葛城市に対しての、スポーツゾーンだけでなく、スポーツ振興に対してというお考えというのはありますでしょうか。

杉本副議長 阿古市長。

阿古市長 スポーツ施設の在り方というのは、葛城市にとって、スポーツ競技の、例えば、今、一番目立つのは、サッカーですとかが目立つと思います。奈良県におきましても、Ｊリーグを目指すサッカーチームがありますけども、そのような会場の整備ができるのかといいますと、なかなかハードルが高いと感じております。市民のスポーツの振興ということにつきましては、かなりの整備ができますが、特定のスポーツを、例えばトップアスリートを招いて行うような大会の整備ということになりますと、これは、今の葛城市の規模ではなかなか難しいという考え方を持っております。奈良県内で、もし、それができる可能性があるとするれば、奈良市か橿原市か、それぐらいのやはり人口規模がないと、そのような施設整備は難しいと感じておるところでございます。ただ、可能性といたしましては、今回、相撲競技を葛城市単独で持つことになります。相撲発祥の地としての相撲競技の在り方ということにつきましては、全国的にも競技会場が少ない状況でございますので、可能性としては、そちらのほうはあるのかなという思いがしております。いずれにいたしましても、やはり葛城市民にとって、そのスポーツ会場、施設がどのように有効利用されるかということを最優先に考えていきたいという考えを持っております。

以上でございます。

杉本副議長 西川議員。

西川議員 ありがとうございます。今、市長のスポーツ振興に対しての考えを聞かせていただきまし

たというところでございます。確かに、議員が言うのは簡単だと思います。僕は、スポーツエリアは、トップアスリートも来て、子どもらに夢を与えるようなところにしていただきたいという思いも実際あります。そのようなことに向かってやっぱり市としても、できるだけやっていただきたいというところは、確かに人口規模のことも考えたら、そういうところはあるのかなと。僕は夢を大きく持っていきたいなというところでございますけど、奈良県においても、今、市長の、いろいろ振興のこともおっしゃっていただいたし、ビジョン、あそこのスポーツゾーンとかのことも、相撲競技のことも、いろいろとこれからの葛城市のスポーツ振興に関してもおっしゃっていただきました。奈良県においても、令和5年度から令和9年度において、第2期奈良県スポーツ推進計画というのを策定されております。基本理念としては、だれもが、いつでも、どこでもスポーツに親しめる環境づくりに取り組むとされております。一人一人のライフスタイルが多様化する中で、スポーツの持つ力というのは、市民一人一人の生活や心の豊かさをもたらすものであると思います。

国においては、第3期スポーツ基本計画、県においてもスポーツ推進計画を策定されております。また、奈良市や生駒市、橿原市など他市町においても、スポーツ振興、推進に対しての中長期の計画を策定されておるというところでございます。本市においても、スポーツ振興を推進させるため、また、先ほどの市長のビジョンとかをしっかりと明確にするためにも、そういうミッション、ビジョンを定めた中長期計画の策定を望むというところでございます。今回、これについては急に言っていますので答弁を求めませんけども、私はそういうのがあったらいいのではないかなと思っておるところでございますので、国も、スポーツ基本法第10条というのがあるんですけど、それに基づいて、各地方公共団体は、国のスポーツ基本計画を参酌して地方スポーツ推進計画というものを定めなさい。これは努力義務なんですけども、それに基づいて、奈良市とか生駒市とか、県ももちろんそうなんですけど、されていっているというところで、葛城市もしっかりとスポーツに力を入れていただきたいという思いを乗せて、これは要望とさせていただきたいと思います。

スポーツに関連してなんですけど、今度、部活動の地域移行、連携に向けての実証事業というのが本市においてもスタートされました。本市においては、文化部においてはコーラス部の創設、あと相撲部の創設というのをされております。これの現在の状況というのを教えてください。

杉本副議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 令和8年度以降の中学校部活動の在り方を検討する上で、今年度から、地域連携と地域移行の両面から試験的な取組を実施しているところでございます。実証事業における地域移行の取組としてのコーラス部と相撲部につきましては、活動内容紹介や体験日を設定し、部員の勧誘を進めています。体験入部をした生徒もいますが、現在、入部には至っておりませんが、この2つの部活動については、今後の本市の中学校部活動として重要と考えていますので、引き続き、周知、勧誘に努めたいと考えています。また、地域連携の取組といたしましては、白鳳中学校の女子バレーボール部、吹奏楽部並びに新庄中学校のバドミントン部において部活動指導員を配置し、指導に当たっていただいているところでございます。

杉本副議長 西川議員。

西川議員 今年度より新たに実験的に行われている2つのクラブなんですけども、残念ながら、今年度は入部に至っていないということでございます。これについては、本年度、3月の予算で上げて急に始まったということもでございます。認知されていないというところが大きいかなと、僕の中では思っておるところでございます。これについては、中学校にいきなり部活で相撲部があるよといっても、なかなかあれなので、事あるごとにPRをしていただきたいというところでございます。相撲でしたら、先日行われました、葛城青年会議所でわんぱく相撲もされました。あのときでも100名近い、葛城市は30人ぐらいの参加やったかなと思うんですけど、100名近い小学生が来られて競技をしていたんですけども、そういうところに中学校のほうでも、こうやって相撲部ができたよということをPRしていただきたいし、また今度のけはや法要のときもわんぱく相撲ありますし、そういうときに小学生とかに向けて相撲というのをPRしていつていただきたいと思うところでございます。せっかく相撲発祥の地やというてるのに相撲部がないというのは、確かにそうやと思います。これは新庄中学校の土俵も今は物置みたいになっているんですけど、しっかりと相撲というところ、そこはPRしていただいて、人数を増やして、クラブとして成り立たすようにしていただきたいと思います。

このように、部活動を地域クラブに移行していくということになると思われるんですけども、総合型地域スポーツクラブや地域のクラブの受皿として、葛城市としては、今どのような状況であるのかというところを教えていただきたい。

杉本副議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 現在、本市には、地域スポーツクラブであるスポーツクラブ葛城に14のクラブ、教室と体力づくりセンターがございます。そこで様々な活動をしていただいております。部活動の地域移行では、現在、両中学校で活動している全ての運動部活動を継続実施していきたいと考えておりますので、今後、新たなクラブを開設することや、学校部活動を引き続き地域連携として運営していくことなどの検討が必要であるというふうに考えております。

杉本副議長 西川議員。

西川議員 令和6年度、令和7年度には、今、実証期間として定めておられるんですけども、令和8年度は、完全に本格的に、休日については、部活動の地域移行、地域連携が始まります。休日だけなんですけど、でも基本的には、休日だけじゃなくなってくると僕は思います。そこから、これからのしっかりとした取組というのを具体的に教えていただきたいと思います。

杉本副議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 令和8年度以降の中学校における休日の部活動の移行に向けた取組として、令和6年6月14日に、第1回葛城市立中学校における部活動の在り方検討委員会を開催したところでございます。当日は、学識経験者や地域クラブ関係者、保護者、学校教員代表者などの出席をいただき、先行実施されている地域移行の現状と課題や、本市の状況等の協議を行い、部活動の移行に向けた本格的な検討に入ったところでございます。今後は、小学生やその保護者、教職員へのニーズ調査、運営団体、実施主体の整備、指導者や受皿となるクラブの確

保などについての検討を進めていき、早い段階で運営方針や活動内容を決定していきたいと考えております。多くの課題がある中ですが、令和8年度以降の移行に向けて丁寧に進めていきたいというふうに考えております。

杉本副議長 西川議員。

西川議員 タイムリーなことで、先週末、部活動の在り方検討委員会を開催されたということでございます。以前の一般質問でも、僕も話していたように、部活動に関しては、本当に地域でかなり事情が変わってくるところでございます。今回開いていただいたような協議の場というのを続けていただきながら、決して子どもたちから、スポーツや文化活動の機会を取り上げることがないように、ここは大人がしっかりと責任を持って方針とか制度をつくっていかねばならないと思うところでございます。私自身もいろんなアイデアを出しながらサポートしていきたいと思いますので、これに関わっていただく方には本当にご苦労をおかけしているんですけども、本市で育つ子どもたちのために、何とぞご尽力いただけるようによろしくお願いを申し上げます。

それと、先般において気にかかっているところがあって、中体連から少子化や教員の負担軽減などを理由に全国中学校体育大会の競技種目を縮小するという発表がこの6月の頭のほうにあったんです。これについては、9つの競技種目について発表があったんですけども、現在、本市の部活動にもある水泳も入っておりましたし、また、今回新たに創設した相撲もなくなっているんです。これも縮小する競技の1つに挙げられておって、部活動の地域移行だけでも、子どもたちにスポーツする機会を減らす可能性もある中、この発表のように、競技する種目というのを減らすことになる、より一層、子どもたちにとって選択肢が少なくなって、結果、スポーツする機会というのを取り上げてしまうということになりかねへんと考えるところでございます。ですので、ここはしっかりと地域移行や連携を強化して、子どもたちをスポーツ弱者にしないように、この課題についても、部活動の在り方検討委員会というところでしっかり議論をしていただきたいと要望しておきます。

これからもこの質問というのは、冒頭でも言ったように、ずっとしていきますので、私自身の政治課題ということもございまして、引き続き訴えさせていただきます。よりよい方向に向かうために議論を深めていただければとお願い申し上げ、私の一般質問を終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。

杉本副議長 西川善浩議員の発言を終結いたします。

次に、12番、増田順弘議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

増田順弘議員。

増田議員 皆さん、こんにちは。増田順弘でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

今回の私の質問につきましては、2点ございます。1点目、葛城市の将来人口について。2点目は、前回の関連で継続質問になるわけでございますけれども、災害時用トイレの備えの充実についてでございます。

これよりは質問席にて進めさせていただきます。よろしくお願いします。

杉本副議長 増田議員。

増田議員 それでは、よろしくお願いを申し上げます。

まず、本市の人口動態についてお尋ねをさせていただきます。人口の増減に関する要因につきましては、これは私の見解でございますので、いろんな考え方があると思うんですけど、4点あるかなというふうに思います。まず1つ目は、出生者数、生まれてくるお子さんの数に対して、死亡、亡くなられる方の数、そして転入される方の数、それと転出される方、これのプラスマイナスによって人口が増減するであろうと、そういうことかなというふうに思うんですけども、現在と10年間、どのように出生者数等が変化したのか、お尋ねをいたします。

杉本副議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 市民生活部、西川です。よろしくお願いいたします。

葛城市における過去10年間の出生率、死亡数、転入者数、転出者数について、5年ごとの数値をお示しいたします。出生数、平成26年度306人、令和元年度299人、令和5年度250人、10年間で2,909人となっております。死亡者数ですが、平成26年度352人、令和元年度355人、令和5年度390人、10年間で3,663人でございます。転入者数は、平成26年度1,213人、令和元年度1,209人、令和5年度1,195人、10年間で1万2,035人となっております。転出者数ですが、平成26年度1,034人、令和元年度1,077人、令和5年度1,016人、10年間で1万227人となっております。最後に人口でございます。平成26年度3万6,979人、令和元年度3万7,412人、令和5年度3万7,842人、10年間で863人の増加となっております。

杉本副議長 増田議員。

増田議員 詳しくお調べいただいてありがとうございます。5年間、10年間で、まず、出生者数が2,900人生まれられて、ところが死亡者数は、2,900人に対して3,600人と増加傾向にあると、こういう状況ということです。一方、転入者数のほうは、1万2,000人の増ということに対して、出ていかれる転出者数が1万人ということで転出者数を上回る。トータル的に860人のプラスになったということでございます。分析をして、ここで私が注目したいのは、出生者数、生まれてくる方の数と、それから、今後転出される方の対策といいますか、この2点に絞って今回質問を進めさせていただきます。

まず、出生者数に関してでございますけれども、令和6年4月に人口戦略会議から、国立社会保障・人口問題研究所が出された、地域別の将来人口、推計人口に基づきまして、これ、皆さん方も見られたかと思えますけれども、全国の各自治体の持続可能性についての分析が公表されました。消滅可能性自治体という衝撃的な表現の、こういう、なくなるぞというふうな、そういった自治体が744ある。こういう公表でございました。この分析のもとになっておるとするのは、20歳から39歳までの女性の人数が、2020年から2050年までの30年間で50%以上減少する。そういうふうに推測される自治体については、消滅可能性自治体である。要するに、お子さんを産む可能性の高い年齢層の人口減少率、こういった推計で消滅可能性自治体と。逆に、減少率が20%以下の自治体を自立持続可能性自治体と、こういった判定をされて、全国で65自治体がそれに分類をされたということでございます。

本市の判定につきましては、この65に属する自立持続可能性自治体に分類されたと、こう
いうことでございます。非常にこの評価については、私は、なかなかいい評価をいただいた
といえますか、現状把握、そういうことかなというふうに感心したわけでございますけれど
も、これにつきましては評価並びに分析、どのようにされておるのか、お尋ねをいたします。

杉本副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いします。

葛城市は、大阪都市部への通勤も30分程度と便利な地域であり、山麓の景観、自然と市
街地が共存し、バランスがよく、安心して子どもたちを育てられる環境が広がっているのも
要因の1つと考えます。また、子育て世代のみならず、全ての世代にも安心していただける
よう、福祉や安全に対するこれまでの市政の取組がこのような形で評価された結果、市民が
満足、安心、人々が集まって人口が増、まちが元気、税収が増、行政サービスが充実、市民
が満足、安心という地域の発展につながる好循環を生み出されているものと考えてこともで
きます。葛城市は、人口戦略会議では、全国で65ある自立持続可能性自治体に入っていま
す。ただし、これは通過点にすぎないという認識を持つべきだと考えております。葛城市
の目指すべきまちづくりの姿を常に意識し、社会情勢に合った取組を続けていくことが必要
であると考えています。

以上です。

杉本副議長 増田議員。

増田議員 ありがとうございます。本市の近年の人口動態につきましては、実態から見て、特区によ
るミニ開発が活発に行われて、子育て世代の方々が転入される率、人口が主流を占めている
のかなと、こういうふうなことが人口動態の増加傾向値に反映されているのであろうと、私
はそういうふうな推測するわけでございますけれども、いずれにいたしましても、子育て世
代から魅力ある自治体というふうな評価され続けるための施策、先ほど部長からご説明ござ
いましたように、通過点であって、評価し続けていただくための施策が重要であるというふ
うに私も感じております。そういう意味では、既に各種子育てに関する支援事業、積極的に
取り組んでいただいているというふうな評価をさせていただきます。その内容につきましては
は、市で発行されております子育て支援情報誌、こういう、小さめ、ハンドブック的な資料
でございますけど、こういった情報誌で分かりやすく紹介をされておるというふうな、私も
先日、當麻庁舎に行かせていただいたときに、これをもらってきました。いろんなことを書
いていて、いろんなことやっていただいているなんてすごくよく分かるんですけども、この
情報の配布、やっぱり知っていただくことが重要なので、どのように配布をされておるのか、
お尋ねをいたします。

杉本副議長 葛本こども未来創造部長。

葛本こども未来創造部長 こども未来創造部の葛本でございます。よろしくお願いいたします。

配布方法につきましては、母子手帳交付時に健康増進課で手渡しをしているほか、公立、
私立の保育所、保育園、幼稚園、こども園、新庄、當麻両庁舎の窓口や公共施設に設置して
おります。また、葛城市ホームページから電子書籍としてもご覧いただけます。

杉本副議長 増田議員。

増田議員 今、説明がございましたように、母子手帳交付時、渡しているのはこれだけだと思うんです。あとはお好きに、自由にお取りください。一体何人の方に、母子手帳分プラスアルファでしょう。私は、この配布方法で十分なのかなという、せっかくお作りになったものなので、もう少し工夫、転入者の転入届を出された方に配るとか、そういった工夫も、もう一工夫、周知徹底方法をご検討いただく必要があるのかなと。これ、見ないと分からないので、これだけやっていただいているというの。いろんな評価の中で、違う方法で葛城市を評価していただいて、転入していただいている方も当然それはあると思うんですけど、詳細な実態についての取組状況というのは、これでダイジェスト、まとめられておるといふふうに思いますので、しっかりと周知してください。せっかく作ったんだから。恐らく、これ、そんなに出てないと思うので、よろしくお願いします。

このことに関して、このことというのは子育て世代の支援対策についてでございますけども、先日、厚生文教常任委員会におきまして、視察研修を実施されました。私も委員として参加をさせていただきました。その中で特に私が注目した事例を今回紹介させていただきます。それは広島県府中市の取組でございます。府中市におかれましては、県の南東部に位置をしております。人口3万5,000人と、葛城市とほぼ同じような人口でございます。ただ、府中市につきましては、6万人近い人口から3万5,000人、急速な人口減少が起きておると、こういった地域でございますけれども、減少対策の1つとして、子育て支援の充実に非常に力を入れておられます。具体的には、人口減少によって厳しい経営状況となりました、地元の中心部にございます百貨店から市に対しまして、フロアの活用についてのご提案があったということでございます。店じまいといいますか、百貨店の半分店じまいといったようなイメージかなと思いますけれども、子育てや地域の活性化に活用していただけないか、どうかということで、ほぼ2階のフロア全部でございますけれども、4,300平方メートルの2階のフロアを無償寄附という形で市が受け入れられまして、予算3億5,000万円をかけまして改修をされたということでございます。

その中の1つに、子育てステーションちゅちゅという、お子さんの一時預かり事業が行われておられました。実際にちょうどお預かりをされておる実情といいますか、状態も現地で見させていただくことができました。どういう方のご利用ですかというふうにお尋ねをしますと、在宅での子育てをすることに関しては、別に苦はないと、自分の子どもを自分の家で育てる分には、別に保護者としての負担というのもそんなに、当たり前のことであるという認識の下に、しかしながら、少し疲れたとか、自分自身リフレッシュしたいとか、通院、買物、そういう私的理由でちょっとの時間、見ておいてという、そういった一時預かりかなと、私、聞いていてそういう感じがしました。なるほどなと。そうですね。ちょっと見ててという、そういう一時預かりという、予約をしてどうこうじゃない、ちょっとお願いねという感じ。

このことに関連いたしまして、先日、奈良県が、結婚、子育ての実態調査、こういったものの調査をされまして、その結果が新聞で報道されておりました。その中で、夫については

54.2%、妻、お母さん、58.1%、これだけの方が、子育てに対する身体的、体力的な不安や負担感を感じていると、こういったことであると答えておられます。また、42.3%のお母さんが、自分の自由な時間がないということで回答をされております。私も、そういった年頃の、2歳の孫を抱えるおじいちゃんでございますけれども、私の妻に、ちょっと見ておいてとって自分の仕事をしてくる、用事を済ませてくるとか、ちょっとお願いねという、そういった少しの余裕というものが求められておるのかなと、こういうふうに感じたので、今回提案をさせていただくわけでございますけれども、本市におきましても、先ほどから申し上げております、ここにあるような様々な子育て支援策を講じていただいておりますけれども、このような負担を支援する対策、こういったものが若干不足しているのではないかと。ここにありますよ。どこかの保育園に予約していただいたらお預かりしますと、書いているんです、一時預かり。それで十分なのかなということがあるので、あえて、ご提案でございますけれども、本市におきましても、このような一時預かり事業の充実を前向きに検討いただくこと。これによって、子育て支援のより一層の充実につながるものであるというふうに感じます。安心して出産、子育てのできる環境づくりであるというふうに、私は、こういう支援事業を期待しておるところでございますけれども、このことにつきましてのご所見をお聞きいたします。

杉本副議長 葛本こども未来創造部長。

葛本こども未来創造部長 現在、葛城市では、疾病、家事都合などの理由、また、育児疲れによる保護者の心理的、身体的負担を軽減するため、未就学児を一時的にお預かりする一時預かり保育を行っています。対象となりますのは、生後6か月から就学前までのお子さんで、公立では磐城第2保育所、民間では華表保育園において実施しています。手続としましては、前月までに面談等を経たお子様に関する情報を把握し、事前の登録制をとった上でご利用いただいております。ご利用につきましては、4時間以内の場合は900円、4時間以上の場合は1,800円をご負担いただいております。昨年度の実績は、磐城第2保育所におきましては、24名のお子様、延べ118人のご利用がございました。

今後の一時預かり事業の、違う形でというようなご意見でございますが、現在実施しております保育事業の一層の充実を図りながら、先進地の事例や市民の事情につきまして、今後研究を進めてまいりたいと考えます。

杉本副議長 増田議員。

増田議員 さらに、先ほど言いましたように、ここにも書いている、より一層の充実、もう少しカジュアル化したものの取組というのを紹介させていただきましたので、前向きにご検討いただけたらというふうに思います。

次に2点目の、転出者につきまして質問をさせていただきます。転出される方につきましては、ほぼ葛城市で生まれ育った、こういう方が中心であるのかなと、当然のことでございますけれども、しかしながら、学業であったり、結婚であったり、それからお仕事の関係で市外に転出をされると、こういったケースが多い。そういうふうなことも加わって、葛城市はそんなに多くないというふうに言われていますけれども、空き家問題、増加につなが

っている。これもうまく、ある一定の時期が来ると戻ってこられてというふうな、そういうふうな回転をすればいいんですけど、1回出たら、なかなか元へ戻ってこられない。空き家になっていると、こういったことが今の実態かなと。特に山間部等々につきましては、そういった状況が多く見受けられるように感じておるところでございます。

このような方々につきましては、このようなというのは、転出をされた方々、出ていって、葛城市をどのように見られているのか、評価されているのか。私の子どもも結婚して出ていっているんですけど、なかなかいい評価はいただけない。私のせいもあるんですけども、葛城市長のせいでもあるのかなというふうに思うんですけども、出ていかれる方が、戻ってきたいといったような、そういう評価をいただけるようなまちに進めていただきたいんですけども、ところが、住みよさランキングは奈良県1位なんです。私は、住みよさランキングというのは、住んでいる人が奈良県は1位と言うたのと違うんです。外から、外の方から見たら。だから転入者も多いんです。ところが、住んでいる方に聞いたら、そうかと、まあまあとか、あかんでとか、あんまり、ちょっと辛口なんです、地元を知っている方は。私はやっぱり地元を一番よく知っている方がふるさとを自慢するぐらいの、何かそういうふうなまちに戻ってきたいなとなるような、そういうふうなまちになるような、なかなかそういうようなケースが少ない。市長は首を横に振られていますけれども、私は若干、田舎のほうです。平たん、便利なところは比較的評価が高いかもわかりませんが、交通の便の悪いところにつきましては、あまりいい評価をいただけてない。

関係人口といいますか、地元出身者の方、こういう方々に故郷を再認識していただく機会、これ、いろいろと私も、どういう方法があるのかなと。ある情報誌を見ていると、同窓会の開催に市から、県から補助金を出している。これは私も、そうか、なるほどね、ふるさとで育ったときの思い出を語るというのは非常にいいことかなと。岡山県につきましては、県レベルで補助金を出しているんです。開催経費の領収証を持ってきたら、参加者1名に何ぼ補助すると、こういった形で、同窓会に対する補助金を出している。Uターン促進を県としては図っているんだと、こういうことでございますけれども、先ほども申し上げましたように、久しぶりに再開した友達と当時の懐かしい思い出に浸り、地元のよさの再発見の機会になるのではないかと、こういう企画でございますけれども、葛城市におきましても、こういった同窓会に対する補助をご投入いただけないか、ご検討いただけないか、お尋ねをいたします。

杉本副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。

本市でも、大学卒業による就職などにより、20歳代、若年層の人口流出がございます。ただし、後に、子育て世代となり、本市に戻ってきていただけるよう、また、長年居住いただいている高齢世代にもより安心いただけるよう、全ての世代へのバランスのよい政策を実施しております。葛城市で生まれ育った方が、葛城市へ戻るきっかけとなり、市の継続的な関係人口の増加や、移住・定住の促進及び地域経済の活性化を図る施策として、葛城市ではどのような形で実施していけるのかを、他市の状況を確認しながら研究させていただきま

す。

杉本副議長 増田議員。

増田議員 研究と言わんと、そんな大きな予算でもないので、非常に私はいいい試みであるというふう
に思います。県内でも、吉野町とか、これは地方になるんですけども、やっておられます。
県内でも結構、複数の市町がこういう取組を実施されていますので、研究しておいていただ
きたいと思います。

人口微増ということで、これでいいと思っていたら、波というのがあって、増えたかと思
うと止まった。止まったかと思うと減ったと、こういう状況に入ってくるので、先ほど申し
上げられたように、継続的に取組を続けていただく必要があるのかなと思います。

人口減少につきましては、将来の地域を支える力、担い手の力が低下するというこ
になる。支えられる者が多過ぎて、老人1人を支えるのに何人かかるとか、最近よくそういう表
現をされますけど、非常に心配になってきます。一方、急激に増えるというのも、大型の開
発、最近そういうのはないですけども、1万人とかの単位で増加すると、これまた公共施設
の整備、大きな投資が必要になってくるということで、これはこれでまた困るということで、
先ほどの人口戦略会議では、日本の人口、今、1億3,000万人とか、4,000万人ですか。2100
年を視野に8,000万人水準にする。この水準で未来に向けて安定した社会構造をつくってい
くと。ああ、なるほど。そんなに増えることを望んでも、出生者率1.2とか、それを下回っ
ているぐらいですか。それから見ると、しかしながら、8,000万人ぐらいは、やっぱり日本
として必要であろうと。これをいかに継続させていくかが問題であると、こういうふうに提
言をされております。

それを本市に置き換えるということは無謀ではございますけれども、今住んでおられる市
民の皆さん、この方々に、外からの高い評価もいいんですけども、今住んでおられる方の満
足度を向上するといえますか、住んでよかった葛城市、タイトルもちゃんとつくっておら
れますし、取り組んでおられることは重々承知をしておりますけれども、特に今住んでおら
れる方の満足度を上げていただく。継続していただく。このことが私は必要かなと思います。
減るのは分かっているというものの、3万人では困ったものだ。微増ですので。5万人は
多過ぎであろうと。4万人水準が長期にわたって維持できるように、私は、こういう1つの
水準、基準を、行政を預かる者にとっては、非常に人口の将来展望、人口ビジョンというの
は、大切な戦略の1つでございます。私は、4万人というものをしっかりと守っていくとい
いますか、継続できるような、そういうふうな取組に力を入れていただきたいというふう
に思います。変なところで大きな声を出したので、市長も、このことに関してご意見がござい
ましたら、お伺いします。ないですか。

杉本副議長 阿古市長。

阿古市長 最近は人口の話が非常に話題になっております。奈良県の推計人口、毎年、年報を出され
ているんですけども、昨年度の葛城市はといいますと、年少人口、15歳未満が奈良県1位、
39市町村ある中ででございますけども、同じく生産年齢人口が39市町村で7位。それと、老
人人口という言い方をしましたか。そちらのほうは39市町村中、下から4番目というような

人口構成になっております。非常に恵まれておりまして、実は奈良県で昨年、唯一人口が伸びた、1つだけ人口が増えた自治体が葛城市でございます。それがまさに自立持続可能性自治体という評価も含まれておるのかなと、現状がそういう評価であろうかなという認識をしておるところでございます。

今現在、葛城市は、若い世代が非常に集まってきていただいております。それは全国的にも子育てしやすい自治体であるという評価をいただいておりますと、実はそれだけではいけない。私どものまちづくりは、全ての世代が住みやすいまちであるということが大切だというまちづくりで、たまたま、子育て世代を切り抜いても、住みやすいまちであるというまちづくりをつくり上げてきております。それがまさに全体として住みやすいまちであるという評価であると認識しております。といいますのが、子育て世代というのは、子どもの政策だけで取り上げて住むわけではございません。当然、お父さん、お母さんも一緒に住めますので、その地域の環境や行政サービスの在り方、全て総合トータルの中で、その地域に住むか、住まないかということを考えられます。賃貸の場合もありますし、私どもの場合は、割合と分譲住宅がございますので、一生に一度の買物をする中で、それだけの買物をするのですから、当然のことながら、調べられて来られます。それに選んでいただけるまちであるということでございます。

私が当初、就任したときに申し上げたのは、住んでいる人が幸せを感じていただけるまちづくりをしたい。それが私の望むまちづくりです。まさに住んでいる人が幸せであると感じるまちは、外から見たら住みたいまちに変わるわけでございますので、自然な形で人口増になってきているというのは非常にありがたいと感じております。議員ご指摘のことも参考にしながら、更にこのまちづくりが発展するように、日本全国が、たとえ人口が半分になろうとも、これは全体が半分になるのではなくて、減るところもあれば、減らないところもあって、増えるところもあるというところでございますので、葛城市が住むことを選んでいただけるようなまちづくりを更に発展させていきたいと感じているところでございます。

以上でございます。

杉本副議長 増田議員。

増田議員 ありがとうございます。繰り返してお願いしますが、市長も、今の答弁でございましたけれども、やっぱり住んでいただいている方の満足度、そこに私はしっかりと注力をしていただく。このことを再度お願い申し上げます。

次、災害時のトイレの備えについて質問をさせていただきます。1月1日、能登半島地震、また、6月3日には、同じ能登半島付近で震度5、非常に地震が多発を続けておるというふうな状況でございます。さきの地震では、多くの財産とそれから命が失われております。このような地震災害、いつ、どこで起きてもおかしくないというふうに言われておりますので、日頃の備えが十分重要であるというふうに認識をしておるところでございますけれども、今回の質問につきましては、前回の最後のところで若干触れましたが、マンホールトイレについて再度質問をさせていただきます。

災害時への備えの中でも一番重要だというふうに、私、いろんな報道の中で聞いていて、

ああ、そらそうやと思ったのが、やっぱりトイレでございます。発災時、3時間、4時間、一番先に困ったと思うのが、喉が乾いたわけでもなく、腹がすいた、両方我慢できるんですけど、トイレは我慢できない。大体3時間、4時間たつと、もよおしてまいります。これを我慢せえと、どうするねんと。やっぱりそれだけ緊急性の高いというのがトイレであるということ。けがして出血して治療せなあかんというのは置いておいて、そういった1つの生活する上での不自由さというのは、トイレが一番であると。こういうふうなことを報道等で痛感いたしました。私、実際にそういう災害に遭ってないので分からないんですけども、そういう教訓を得たということ、それからいろんな職員の派遣していただいた方からのご報告にも、そういうものが報告としてされておると。そういう重要性を今回の当初予算に反映すべく、トイレカーを2台、これ、そやけど早いんですね。1月の地震で、事前に用意できていたのか、そこところは推測できませんけれども、トイレカー2台を予算計上されて、購入を予定されている。この内容につきまして改めて説明を求めます。

杉本副議長 林本総務部長。

林本総務部長 総務部の林本です。よろしくお願いいたします。

先ほど議員もお述べのとおり、本年1月1日に発生いたしました能登半島地震におきまして、新聞やメディアなどの情報、さらには、葛城市から被災地へ支援活動に派遣いたしました職員からの報告によりまして、大地震が発生した場合において、改めてトイレ問題が重要な課題であると認識をいたしました。このことを踏まえまして、令和6年度当初予算にて小型トイレカー2台を購入いたしました。この小型トイレカーは、ベースが軽自動車となっておりまして、普通免許で運転が可能でございます。加えて、4輪駆動仕様であり、機動性も高く、ある程度、道が狭い、また悪路であっても走行が可能となっております。便器につきましては、1台につき2基の洋式便器を配備しており、1台当たりで約100回から200回の使用が可能となっております。また、給水はポリタンクで行うことができ、タンク内のふん尿は、下水道があれば直接排出することが可能でありますとともに、ふん尿車両としても登録できますので、公道を走行することが可能であり、自走して排出場所まで移動することができます。購入費用につきましては、2台で1,716万円となっており、財源として緊急防災・減災事業債、いわゆる緊防債、こちらを活用しております。なお、既に業者との契約を済ませており、納期につきましては、令和7年3月21日までを予定しております。

杉本副議長 増田議員。

増田議員 ありがとうございます。今、説明ございましたように、有利な起債を活用されて大災害に備えるということで実施をされたわけでございます。ただ、これ、大災害、葛城市全体が被災したと。2台のトイレでどこまで用が足せるねんと。こういった素朴な疑問も起きるわけでございますけれども、平時の活用も含めて、どのような運用方法をご検討いただいているのか、お聞きます。

杉本副議長 林本総務部長。

林本総務部長 平時におきましては、市民体育祭などの多くの市民が集うイベントなどでトイレが不足すると予想される場合に、現地に配備する予定でございます。そうすることで、市民の皆

様に対して、市の災害時のトイレ対策の啓発になるとともに、併せて、災害に対する備えについても積極的に啓発を行っていきたいと考えております。また、現在本市で実施しております市民参加型の避難所運営訓練などにも出動し、避難所におけるトイレ環境の整備について考えていただく重要な機会として活用していきたいと考えております。

杉本副議長 増田議員。

増田議員 さっき私が言ったように、2台でどこまで用が足せるねんということです。あるぞという周知につきましては、体育祭等で、ああ、こんなん買ったんかということですが、これが自分のものや、自分が使うんだというだけの用じゃないかと、私はこれで満足しておったらあかんのと違うかというふうに感じました。

次に、トイレの装備の中で、吸収源対策公園事業で設置をされた公園につきましては、災害用トイレ、マンホール、写真を撮ってまいりました。ただの空き地に鉄板のマンホールが置いてあるだけです。これではただのマンホールにすぎません。こういった鉄の蓋でこういうふうにされると。もうちょっと拡大をしたら、ここに何て書いているかという、災害用トイレと書いているんです。これ、トイレかと。これ、ただの蓋やないかと。トイレというのは、上もついててトイレなんですけど、これが災害用トイレ用と書いていたらまだ分かるんです。ここに何らかのものが需要であるということです。ということで、こういったマンホールが装備をされておりますが、この設置状況をお尋ねします。

杉本副議長 林本総務部長。

林本総務部長 市では、吸収源対策公園緑地事業で現在までに8か所の公園を整備した際に、事業外ですが、19基のマンホールトイレを設置しております。また、令和5年度に改修を完了いたしましたいきいきセンターにおいても、3基を設置しております。

杉本副議長 増田議員。

増田議員 ありがとうございます。先ほど申し上げましたように、トイレとはいうものの、マンホールの蓋です。これが8か所と、いきいきセンターに3基、22基が現在、トイレをつなぐことのできるマンホールが22基ある。こういう認識でございます。この上の部分、肝腎な本体、トイレの本体といいますか、これはどうすべきだというふうにお考えですか。

杉本副議長 林本総務部長。

林本総務部長 先ほどの吸収源対策公園緑地事業で整備いたしました8公園のマンホールトイレの基礎部分につきましては、公園緑地の整備の際に、各大字からのご要望に基づき設置をさせていただきました。その際に、トイレ本体及びトイレ用テントにつきましては、公園の緑化維持の管理をお願いしております各大字にてご準備いただきますようご説明をさせていただいております。

杉本副議長 増田議員。

増田議員 これ、上は買ってないということなんですよ。これ、私も調べて、安いといいますか、金額的に低いので15万円ぐらいですか。2基で30万円、そのぐらいの予算かなとは思いますが、先ほどトイレカー、非常に有利な起債で、1,700万円かかっているけども、市の負担は200万円ちょいぐらいで購入したんですというお話でございますけども、大字が本体

部を買うんですけども、市の援助があるんですか。

杉本副議長 林本総務部長。

林本総務部長 現在のところ、公的な援助の予定はございません。しかし、生活安全課所管の防災減災対策活動補助金を活用して購入していただくことは可能でございます。

杉本副議長 増田議員。

増田議員 防災減災対策活動補助金につきましては、それなりの備蓄品であつたりという購入を皆、予定されておるので、トイレに導入する。金額的な余裕も含めて、若干これでは足りないということです。私は、大字の負担も何らかの形で、国の支援が得られる方法として、市が買っていただければ、用は足すのかなと。大字で買うということなので支援いただけないので、もう少し知恵を絞っていただけたらどうなのかなと思います。

先ほど説明ございましたように、8か所ですか、吸収源。避難所周辺に、私は、マンホールだけでも、取りあえず、44か大字に装備をしていただくというところから、各地域のトイレの充実、こういう対策も進めていただけたらというふうに思うんです。このことに関していかがですか。費用的なものも含めて、どのぐらいかかるかも含めて、ご検討いただけないですか。

杉本副議長 林本総務部長。

林本総務部長 先ほど答弁もさせていただいてますけども、市が管理しております施設に設置した分のマンホールトイレ、先ほども言いました、現在のところは、いきいきセンターの3基ということですけれども、そちらにつきましては、市でトイレの本体及びトイレ用テントを準備し、保管しているところでございます。今後のマンホールトイレ設置につきましては、下水道管路の被災状況によりますけれども、災害時に市民の方々が安心してトイレを利用できる環境整備を進めるに当たりましては、大切なことであるとは考えております。

以上です。

杉本副議長 増田議員。

増田議員 市の施設に対するマンホールトイレの充実、これは分かります。しかしながら、一番先に、冒頭にも、2時間、3時間、まずは身近な避難するところ、地元の公園であつたり、公民館であつたり、そういったところに駆け込んで、急場をしのぐといえますか、取りあえずは、そこにトイレもあると。マンホールトイレもあるんだと。そういう充実を図っていただきたい。半日たった、1日たって、市の施設に、あそこで布団も用意していただいているのでと移動する段になると、それはその対策が必要なんですけども、緊急な、2時間、3時間、発災後、5時間前後の緊急な対策ということになると、私は、地元、身近なところということの充実を図っていただきたいというふうに思います。こういったまさかの備えにつきまして、市長のお考えをお聞きいたします。

杉本副議長 阿古市長。

阿古市長 本年1月1日に発生いたしました能登半島地震の教訓から、トイレ問題が非常に深刻な課題であると認識をしております。災害時におけるトイレ対策につきましては、どのライフラインが被災したかという環境条件を想定し、それによって対応の方法を変えていくものと認

識をしておるところでございます。できる限り多くの方法を準備しておく必要があると考えております。例えば、最悪のシナリオとして、電気、水道、下水道のライフライン全てが被災、または使用不可能となった場合を想定しますと、まず、ご家庭においては、便器のところに厚手のごみ袋等を準備していただきまして、水を使わないような処理をしていただく形が最善の方法かと考えておるところでございます。ごみ袋さえあれば、家庭内のトイレ事情というのはある程度解消できるものと想定をしております。また、避難所におきましても、簡易トイレや段ボールトイレ、介護施設等でございますようなポータブルトイレがありましたら、同じような形でのトイレ事情の解消ができるのかと考えておるところでございます。

一方、仮設トイレの設置に当たりましては、時間がかかります。仮設トイレの設置におきましても、災害の規模、エリアによって、広域になりますとなかなか仮設トイレが行き渡らないということも予想されます。そうした状況におきましては、議員お述べの、マンホールトイレは非常に有効な手段だと考えております。現在、本市におけますマンホールトイレの設置数は22か所となっておりますが、下水道が確保できる状態、近くに生活雑用水などの確保ができるなど、環境条件が整えば、各指定避難所へも設置していくことが必要であると考えているところでございます。災害時のトイレ事情というのは大変苛酷なことだと容易に想像いたしますが、私は、まず、市民の皆様の生命、すなわちトイレを我慢する、トイレに行かなくても済むというように、食事や水分を我慢するなどして健康状態が悪化することがないよう、いろんな条件の中での対策を講じていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

杉本副議長 増田議員。

増田議員 ありがとうございます。マンホールトイレの重要性をご理解いただいたというふうに認識をします。国土交通省では、下水道総合地震対策事業ということで創設をされまして、地方公共団体がマンホールトイレを設置する、これはマンホール、下部構造物、先ほど言ったマンホールの部分だけです。これに対して2分の1の交付金を対策費として支援すると、こういうふうにうたわれております。私は、災害時のためのトイレ対策につきましては、マンホールトイレの普及が非常に有効であるというふうに認識をしておりますので、前向きなお取組をいただきますようお願い申し上げ、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

杉本副議長 増田順弘議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は15時30分をお願いいたします。

休 憩 午後3時09分

再 開 午後3時30分

川村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

10番、谷原一安議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

10番、谷原一安議員。

谷原議員 日本共産党の谷原一安です。議長の許可を得ましたので、一般質問させていただきます。

今回は上下水道料金についてと、それから高齢者の終活支援について質問させていただきます。

す。

これよりは質問席より行います。よろしくお願いします。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 それでは最初に、葛城市の上下水道料金の問題についてお伺いしていきたいと思いますが、水道料金については、奈良県内で最も葛城市が安いということは、これは県内に知れ渡った事実でございます。しかしながら、葛城市の下水道料金も大変安く抑えられております。そこで今回、最初に下水道使用料について、どういう状況かについてお伺いしたいと思います。奈良県12市の比較において、葛城市の下水道使用料はどのようになっているのでしょうか。教えてください。

川村議長 井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 上下水道部、井邑でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

葛城市は、使用料の増加に応じて使用料単価が高くなる累進使用料制を採用しています。1か月で1立方メートル当たりの税込み単価は、1立方メートルから300立方メートルまでが88円、301立方メートルから750立方メートルまでが176円、751立方メートル以上が242円となっています。一般的なご家庭で1か月20立方メートルをご使用になった場合の下水道使用料は、税込みで1,760円となります。この金額は、県内12市の中では一番安い金額となっています。なお、一番高い市では3,080円、葛城市を除く県内11市の平均は2,647円となっております。

以上です。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 12市の中では最も安い料金で、平均して12市が2,647円、1か月20立方メートル当たりとなりますけれども、葛城市は1,760円ということであります。葛城市に次いで安いのが五條市と聞いております。五條市でも1か月2,200円ということですから、1,000円台で、そこからまた500円安くなるわけですから、葛城市の下水道使用料は大変安いと。水道料金も安いわけですから、葛城市の上下水道料金は大変安く提供されているということになります。これは、葛城市に転入されてきた方、特に若い世帯の方は、葛城市で住宅を購入するときに、やはり今インターネットでいろいろ調べますと、不動産会社のホームページなどを見ますと、必ず公共料金比較、近隣市等出てまいります。やっぱり見ると葛城市が安いということは、若い方は分かって葛城市に転入もされてきますし、また、実際にお話を聞きますと、一月分かと思ったというふうにおっしゃる、つまり半額ぐらいになったというふうにおっしゃるんです。住宅がよくなって、節水型の住宅になっているということもあって、大変助かると。住宅ローン、その他子育てにお金がかかる世帯ですから、葛城市に来てよかったという声をよく伺います。なぜ、そんなに葛城市で下水道使用料を安く提供できているのか。これはどうしてなのかということについてお伺いしたいと思います。

川村議長 井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 本市の下水道事業の令和4年度決算におけます経営の健全性を示す経常収支比率は101.59%と、健全経営の水準とされる100%を上回っております。これは一般会計から補

助金として大きな額を繰り入れてもらっていることが一番の要因となっており、下水道使用料を安く提供できている理由となっております。

以上です。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 一般会計からかなり大きな金額の繰入れを行っていると、法定外繰入れという形で行っているわけです。これは、サービスは高く、負担は低くという合併時の約束というか、行政、議会合わせてまちづくりをやってきたと。それでこうした形で低い下水道使用料をずっと維持してきているわけであります。そこで私は、今後とも、葛城市の住みよさということを市長は盛んにおっしゃっておられます。やはりこれは一般会計からの繰入れ、引き続き継続すべきものと考えますけれども、市長の見解を伺います。

川村議長 市長が答えられますか。今この質問に対して誰が答えられますか。市長に答えていただきますか。

谷原議員 市長に答えていただいたら一番確かだと思っておりますので、市長に答えていただけるんだったら、市長に答えていただきたいと思っております。

川村議長 部長が答えられますか。

井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 私のほうから答弁させていただきます。

おっしゃられた中には、基準外繰入れという繰入金がございます。まず、基準外繰入金とは、国が定めた繰出基準によらない政策的経費や事業収入で経費を賄いきれない部分を補てんするために繰り入れる負担金や補助金のことをいいます。本市の下水道事業は、下水道普及率が99%に達し、ほぼ概成している状況です。そのため、整備の財源となった多額の企業債残高を抱えており、その元利償還に要する経費などについて資金不足を起こさぬよう、一般会計からの基準外を含めた繰入金により事業運営を行っている状況です。下水道使用料は市民の生活と密接に関わるため、できるだけ安価な水準を維持したいと考えております。一般会計からの繰入れにより、安価な下水道使用料で提供できることは、市民の住環境を高いレベルで維持することができ、まちづくりの施策ともなり得ることから、当面の間は、継続を市財政にお願いしたいと考えています。ただし、安定的な水道経営という視点から、定期的に使用料水準の検討を実施してまいります。

以上です。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 ありがとうございます。常々市長は、住みやすさランキングということもおっしゃるので、市長のほうからそういうご答弁があれば確かかなと思っただけなんですけれども、引き続き、継続していくことをお願いしたいということでありましたので、市長もそうしていただけるものと考えて、次の質問に行きたいと思います。

次に、下水道に関わることなんですけれども、葛城市は下水道の整備が非常に進んでおりますけれども、し尿の汲取り及び浄化槽処理の戸数もまだ残っております。これが一体どうなっているのかということについて伺いたいと思います。下水道接続世帯、し尿汲取り世

帯、それから浄化槽処理の戸数及び事業者数がどうなっているのか伺います。

川村議長 井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 葛城地区清掃事務組合に報告しています、し尿関係の人口に関する状況報告書によりますと、本年4月1日現在の本市の世帯数は1万5,770世帯で、そのうち下水道接続は1万4,512世帯、し尿汲取りは229世帯、浄化槽処理は1,029世帯となっております。また、事業所におけます下水道接続は369事業所、し尿汲取りは18事業所となっております。なお、浄化槽処理数は把握しておりません。

以上です。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 下水道接続は1万4,512世帯ということですから、本市の世帯数を1万5,770世帯とすると、大変高い接続率になっているわけですが、し尿汲取り世帯も229世帯残っております。また、浄化槽処理が1,000世帯余り残っておるわけですが、まず最初に、し尿汲取り収入に対して支出がどうなっているか。これは一般会計のほうですが、また、その差額はどうかということについて伺いたしたいと思います。収入、収支ということで決算等でも出てまいりますけれども、し尿汲取りの収支について及び差額についてどうなっているのかということについて伺います。

川村議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 市民生活部、西川です。よろしくお願いいたします。

し尿汲取り業務につきましては、現在、業者委託により行っております。収支、支出の差額につきましては、市で負担をしております。

以上でございます。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 市で負担しているということでもありますけれども、令和4年度の一般会計決算では、し尿汲取り委託業者に支払った委託料は1,318万9,000円余りであります。し尿汲取り手数料として各戸から葛城市が収納したのは567万3,000円余りなわけです。つまり、その差額分を一般会計で負担しているということになります。これを単純に229戸で割ると、大体1年間当たり2万円程度、葛城市から負担をしていると。つまり、し尿汲取り業者への委託手数料は葛城市から払っているけれども、各戸からは葛城市が収納しておりますから、その差額分がそれぐらい、各家庭には援助されているというふうになると思います。

では次に、浄化槽処理を行っているところ、この世帯に対しては市財政から何らかの支出はあるのでしょうか、伺います。

川村議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 現在、葛城市では、市財政からの支出はございません。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 浄化槽処理を行っている世帯には、直接業者と契約をしておりますから、全く市の関与はないわけであります。

最初に戻りますけれども、下水道接続については、下水道事業については一般会計から、先

ほど言いましたように、これは約5億円近いお金が繰り入れられている、繰り出されていると。だからこれを世帯数で割ると、1世帯当たり大体年間3万円程度になります。つまり、下水道接続の世帯、あるいは、し尿汲取り世帯にそうした形で一般会計から出ているんですが、浄化槽の処理世帯には全く何もあります。実は、過去には、旧新庄町においては、し尿汲取りの現在と同じような形であったわけですが、これは途中で変更になって、葛城市になってその途中から、これは山下市政の最後の段階、最後の年に変更になったと思いますけれども、なくなってしまったわけです。だから、私、非常に不平等というか、不公平だというふうに感じておりますし、また、浄化槽の処理を行っている家庭から、非常に高い処理について、補助もなくなったと、非常に負担が大変だという声をいただいております。私は、今、浄化槽の処理は非常に高いということで、汚泥を定期的にきれいにくみ取らなければいけないんですが、それをくみ取らなかったら、オーバーフローして、それが用水路に流れると。それが時々問題になったりするわけですが、定期的にきちっと浄化槽の汚泥をくみ取ってもらわなアカン。それは各戸の中で、各戸の責任で業者と直接契約になっておりますし、それが非常に高いということで、なかなかされないという家庭も出てきております。

そこで伺いたいんですけれども、私は、これは市がここにも一定のやっぱり資金援助をする必要があるのではないかなと思うんですけれども、定期的な浄化槽の汚泥汲取りを行うために、やはり市が何らかの補助する制度をつくって、その様子も把握するということが必要だと思うんですけれども、これについて市長のお考えを伺いたいと思います。

川村議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 全国的には、合併浄化槽の適正な維持管理を行っている方に対し、維持管理費の一部を補助している自治体がございます。補助要件も様々で、各自治体の条件に合った形で補助をされておられます。奈良県におきましては、川上村で実施をされております。今後は調査研究してまいります。

以上です。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 調査研究していただけるということなので、把握をしていただけたらと思います。住みやすいまちということで、葛城市は下水道料金もそういうふうに低く抑えていると、汲取りについても補助しているということですので、全ての恩恵が市民に行き渡るように施策を実施していただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。葛城市の水道料金について質問してまいります。先ほど申し上げましたように、葛城市の水道料金は、奈良県内の市町村の中で最も安い水道料金であります。これについても伺いますけれども、なぜ葛城市は水道料金を安く提供できているのでしょうか。それについてお伺いします。

川村議長 井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 上下水道部、井邑です。よろしくお願いいたします。

本市の水道事業は、取水関係大字の協力により、安価な水道水源を利用させていただいて

おります。また、職員の人件費や業務の民間委託などで経費節減の努力を続けてまいりました。その結果、経常収支比率や料金回収率は継続して100%を上回っており、経営状況は良好と言えます。そのため、合併後の約20年間、水道料金の値上げをすることなく運営できてきたことが理由だと考えています。

以上です。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 地元の協力を得て、ため池等の水を安く、原水として、自己水として使っていると。また、経費節減に大変努力されて、安い水道料金を維持してきたというご答弁でありました。では、今後の問題なんです。葛城市は単独で事業を継続するとしました。奈良市と葛城市です。それ以外の圏域の市町村につきましては、広域企業団に入る、統合するということになってきました。今後の水道料金の見通しということになるわけですが、実は今回この質問をするのは、過去、平成22年、それから平成30年と葛城市は水道ビジョンをつくっております。この2つの水道ビジョンで水道料金の将来の推移、見通しを示しているんです。それと昨年度、一昨年度と、県域水道一体化計画の中で、葛城市が単独で事業経営した場合の水道料金のシミュレーションが出てまいりました。統合した場合のシミュレーションと比べてどうだったかという議論をやってきたわけですが、将来の葛城市の水道料金のシミュレーションをやっている。この3つの資料は、水道料金の見通しが全てばらばらなんです。これ、どうするんだろうと。一体どこでやるんだ、どういうふうな形でいくんだということで、今日は問題点を整理するという意味で、なぜそういう違いが起きたのかということをお伺いしたいと考えております。

最初にお伺いしたいんですけれども、まず、平成22年度の水道ビジョンについて、水道料金水準に一番大きな影響を与えるのは、やはり浄水場とか、管路の更新とか、設備投資にすごくお金がかかりますので、これが水道料金水準に非常に影響するわけですが、平成22年度作成の水道ビジョンでは、施設更新について2つ違う考え方を示して水道料金の推移を予測しております。これはそれぞれどのような考え方で予測をされていたのか。平成22年度の水道ビジョンでの料金の将来見通し、これ、どういう考え方でやっておられたのか。2つ考え方を示されていますので、それがどういうものかということについてお伺いします。

川村議長 井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 平成22年度策定の水道ビジョンでの建設改良費についての2つの考え方ですが、
1つ目は、法定耐用年数のみを指標として単純に更新する場合の更新費用を試算しています。
2つ目は、施設の重要度を考慮して更新する場合の更新費用を試算しています。

以上です。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 1つは、法定耐用年数が来たら機械的に更新していきますと。でも、実際に法定耐用年数で使えなくなるということはほとんどありませんから、ただ、法定耐用年数が来たら単純に更新していくと。そうすると、これは赤字になっていくと。だから、赤字になるということとは料金を上げなければいけないという試算です。もう一つは、施設の重要度を考慮して更

新していくと。その場合は、むしろ赤字にならずに経営できますということを示して、100年安心の水道ビジョンということで出されていたわけです。つまり、重要度を考慮するとそうはならないというのが平成22年の水道ビジョンだったんです。

では次に、平成30年度に作成された水道ビジョンについて伺います。平成30年度に作成された水道ビジョンでは、水道料金の見通しについて3つほど、シミュレーションを行っております。1つは、水道料金を値上げしない。そうなったら経営はどうなるかといったら、これは確実に赤字になるから、経営ができないということを示しております。そこであと2つの想定では、水道料金をこの時期にこれぐらい上げたらやっていけますという想定を出しているんです。改定率、どれぐらい水道料金を引き上げるかも書いてあるわけですが、そこでお聞きしたいんですけれども、この3つの想定はいずれも、同じ建設改良費、同じ経営計画に基づいて当然やっておられると思うんですけど、それだけ確認したいと思うんですが、同じ経営の計画、建設改良費、同じものを見込んでやっておられるのかどうか。それについて確認させてください。

川村議長 井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 3つのケースとも、建設改良費についての見込みは同額でございます。その額は、令和20年度までの期間では、平均して年間2億円から3億円の投資が必要とし、令和21年度からは急激に増加すると見込んで試算しております。

以上です。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 建設改良費については、3つの試算とも、いずれも同じだということですから、同じであっても、先ほど言いましたように、水道料金の引上げについては、タイミングとか時期によって、これも変わってくるということを平成30年のシミュレーションでは出されているんです。ここでもう一回確認したいんですけども、平成22年度のビジョンと平成30年度のビジョンでは、同じ建設改良費を見込んでいるんですか。これを確認したいと思います。

川村議長 井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 平成22年度策定のビジョンにおきましては、年間約1億5,700万円を試算しており、平成30年度策定のビジョンにおきましては、先ほど申しましたように、平成50年までは年間2億円から3億円、令和21年以降は急激に増加するという見込みを立てておりました。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 違うわけですね。平成22年度の場合は、建設改良費は1億5,700万円程度。平成30年度の場合は、先ほどありました、平成50年度までは2億円から3億円で、平成51年以降は急激に増加。ビジョンには書いてありますから、大体10億円ぐらいに上がると。だから、急激に上がるということで、だから、平成22年度では、重要度を重視した場合は値上げしなくて済むというのは、そもそもの建設改良費をあまり高く見込んでないというわけですね。ところが、奈良県の県域水道一体化計画の中で葛城市に示された単独経営のシミュレーションでは、年間5億円で30年間、建設改良費を見込むというふうに行っているんです。それで料金のシミュレーションやっております。これは当然、平成30年度の葛城市のビジョンの料金改定

グラフと全く違うグラフになっているんです。ということは、建設改良費を幾らに見込むかによって水道料金が大きく変動するということが分かります。どの程度設定するかということは非常に重要なことになってくるんだと思うんですけども、その前に、もう一つ聞いておきたいのは、水道料金の決定の在り方について、私は2通りの方式があるんだろうというふうに認識しております。そのことについて伺っていきたいんですが、平成30年度作成の水道ビジョンでは、アセットマネジメントに基づいて建設改良費を設定するというふうにしているんです。このアセットマネジメントというのはどのような考え方が教えてください。

川村議長 井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 水道事業におけますアセットマネジメントとは、水道ビジョンに掲げた持続可能な水道事業を実現するために、中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって、効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する体系化された実践活動を指します。実践におきましては、代替性が小さい、受益者負担が原則などの水道事業の特性を踏まえつつ、技術的な知見に基づき、現有資産の状態、健全度を適切に診断、評価し、中長期の更新事業見通しを検討するとともに、財政収支見通しを踏まえた更新財源の確保方策を講じる等により、事業の実行可能性を担保するものです。アセットマネジメントはストックマネジメントと混同されがちですが、アセットマネジメントを構成している主たるものが施設資産のマネジメントであるストックマネジメントであり、この核となるストックマネジメントのほかに、資金のマネジメントと人のマネジメントを加えたものがアセットマネジメントです。

以上です。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 アセットマネジメントは、資金の問題、それから人の問題、当然、事業をやっていく上で大事なことから、そういうことも考慮するけれども、根幹となるのはストックマネジメント、つまり、施設の投資の部分です。施設の維持管理、更新の部分ですが、これをきちっとやっていくと、将来、中長期を見通して、この施設の維持更新を確実にやっていくということに重点を置いた考え方ですね。そういうことが分かりました。

次に、これも私は非常に似た考え方だと思うんですけども、県域水道一体化計画の中で財政シミュレーションが行われているわけですけども、そこでの水道料金の決定の在り方については、これは県の資料の中で何度も出てまいりましたけれども、原価の計算の仕方、水道料金の決定の仕方を総括原価方式で行うというふうにありました。これはどういう考え方なのか。これについて教えていただけませんか。できればアセットマネジメントの関係等も含めて教えていただけたらと思います。

川村議長 井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 総括原価方式とは、公益社団法人日本水道協会策定の水道料金算定要領に基づく方法であり、過去の実績及び社会経済情勢の推移に基づく合理的な給水需要予測と、これに対応する施設計画を前提とし、誠実かつ能率的な経営の下における適正な営業費用に水道事業の健全な運営を確保するために必要とされる資本費用を加えて算定し、それに見合った額を水道料金として定める方法で、損益収支方式とも呼ばれています。営業費用は、人件費、

薬品費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費、資産減耗費、その他維持管理費の合計額から控除項目の額を控除した額を、資本費用は、支払利息及び施設実態の維持等に必要とされる資産維持費の合計額で算定します。この資産維持費とは、施設の建設改良及び企業債の償還等に充当されるべき額で、維持すべき資産に適正な率を乗じて算定した額です。

次に、総括原価方式とアセットマネジメントとの関係についてですが、先ほどの答弁の中で、アセットマネジメントは、施設資産、資金、人材の3つのマネジメントであると申しました。まず1つ目の、施設資産のマネジメントを全施設の改築費用の把握、優先順位を踏まえた点検調査及び改築、修繕計画の策定に反映させ、2つ目の資金マネジメントで使用料、減価償却費、起債等の長期的な見通しに反映させます。3つ目の、人材のマネジメントでは、最適な人員配置による人件費の把握が可能となります。よりまして、総括原価の算定要素である営業費用、資本費用の双方の算定に関係いたします。

以上です。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 アセットマネジメントでは、営業費用もそれから資本費用も両方を見込んで計算するということですが、先ほどありましたように、アセットマネジメントの根幹となるストックマネジメントは、資本に対する費用をしっかりと見込んでいくということです。総括原価方式においても、資産維持費をあらかじめ原価の中に見込んで、これを乗せて水道料金を決定していくと。したがって、総括原価方式も、基本的には施設の維持更新をきちっとやるための水道料金を設定していきましょうという考え方であろうと思います。そのために県域水道一体化計画の中では、5年に一度、必ず水道料金が改定されるんです。30年間ずっと改定されて、30年後は改定しないかということ、そうではなくて、30年後もずっと上がり続けると。それはなぜかということ、莫大な施設の更新、特に管路の更新をやっていくために、それを確実にやっていくためにそういうふうな料金設定になっていくということなんです。ところが、葛城市は、先ほどからあるように、この20年間、全く上がってない。葛城市はどのような水道料金の決定の仕方をしているんだということなんです。このことを次にお伺いします。葛城市は総括原価方式でやっているのか。それとも全く違う方式でやっているのか。こちら辺りどうなのか。これをお伺いしたいと思います。

川村議長 井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 本市の水道料金は、合併に伴う水道事業の統合に合わせて、旧町のうち、安いほうの料金に設定し、その後、料金改定は行っておりません。旧町時代におけます料金は総括原価方式ではなく、現金主義に基づき、現金収支を積み上げ、その収支を原則として料金算定期間においてバランスさせる観点で、料金を設定する資金収支積み上げ方式を採用したものでございます。

以上です。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 葛城市がこの20年間、料金を上げてこなかったというのは、計算方式が資金収支積み上げ方式ということが出てまいりました。現金主義に基づいて現金収支を積み上げて、その収支

を料金算定期間においてバランスさせる観点で料金を設定する。難しい言い方ですけども、水道料金の収入を考えながら、施設の設備投資についても慎重に検討していく。長寿命化も図りながら、老朽化対策も行いながら、水道料金を考えていくというやり方だろうと思います。したがって、今日はここまでなんですけれども、水道料金の決定におきましては、どれだけ将来の資産維持費、建設改良費を見込むか。これは過去の、平成22年度、平成30年度、それから奈良県のシミュレーション、いずれも、どれだけの見込みをするのかが一致しておりません。だから、どの程度の建設改良費を見込んでいくのか。これは今後とも、単独経営をやっていくときは議論をしていかなければいけない。それからもう一つは、料金計算の仕方です。水道料金は市民生活に重要な影響を与えますから、だから私は、市民生活に軸足を置いた水道料金の決定をやっていくべきであって、施設をきれいにしたから料金がどんどん上がるということでは市民は困るわけでして、この点についても今後議論をしていかなければいけないことだということで、今日は問題点の整理ということで、以上を質問させていただきました。

最後に、これは市長に要望ということになりますけれども、実は、葛城市は単独経営を選択したわけなんですけれども、水道水の約4分の1が県営水道から受水しております。県営水道の受水は、県営水道は広域水道企業団が引き継ぐことになっておって、今年3月、奈良市と葛城市に対して、県営水道を引き継ぐ広域水道企業団設立準備会が、2025年度の葛城市に売り渡す用水の料金を130円から6円上げますと、136円にしますと。これは奈良新聞で4月に報道されました。奈良市議会では4月に理事者側がこのことを報告して、質疑を行っていることが奈良新聞に出ました。この6月定例会では、先週の水曜日及び今日の新聞にも、奈良市議会で136円になることについてどう対応するのかを一般質問の中でやっているわけです。私もしたかったです。市民も新聞を見て知っている話やから。葛城市はどうなっているんやと。奈良市はこんなんやと。葛城市はどうなんやと。ところが、市議会に葛城市の水道に関する委員会が立ち上がっています。そこに、3月に行われたそのことがいまだに説明されてない。議会で議論しようがないんです。一般質問で取り上げようがない。これは非常に私、困ったことだと思います。奈良市議会の様子だけ、どんどん市民が見て、葛城市議会はどうなっているんだと。議会の責任も問われるわけですから、これは市長、一刻も早く、報告だけでもきちっと議会にさせていただきたい。このことを要望申し上げまして、次の質問に移ります。

高齢者の終活支援についての質問でございます。まず最初に、葛城市内に65歳以上の高齢者がいる世帯は何世帯あるのでしょうか。

川村議長 中井保健福祉部長。

中井保健福祉部長 保健福祉部の中井でございます。よろしくお願いいたします。

葛城市での65歳以上を含む世帯は、国勢調査からの資料とはなりますが、直近の令和2年度で6,425世帯となっております。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 そのうち高齢者夫婦のみの世帯及び高齢者のひとり暮らしの世帯、世帯分離もありますか

ら、なかなか正確にはならないと思いますが、一応把握されている高齢者のひとり暮らしとなっている世帯は何世帯あるでしょうか。

川村議長 中井保健福祉部長。

中井保健福祉部長 こちらも国勢調査からの資料となりますが、令和2年度におきまして、高齢者夫婦の世帯は1,823世帯、高齢者のひとり暮らしの世帯は1,377世帯となります。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 高齢者だけでお住まいの世帯、それからひとり暮らしの方の世帯、葛城市でも両方合わせると3,000世帯程度あるわけですが、最初に、高齢者の方がご自宅で倒れられたりするなどして救急搬送されることがありますけれども、救急隊員に必要な医療情報を伝えることができるように、葛城市では、社会福祉協議会が緊急時情報キットというものを利用することを推進しております。私は、葛城市の社会福祉協議会のすばらしい取組だと思うんですが、葛城市はその取組について承知されておられるでしょうか。また、どのような取組で普及状況がどうかということがお分かりでしたら、教えていただけませんか。

川村議長 中井保健福祉部長。

中井保健福祉部長 緊急時情報キット、安心キットと申しますが、の普及についてでございますが、市から葛城市社会福祉協議会に委託しております生活支援体制整備事業の一環として、生活支援コーディネーターが緊急時情報キットをきっかけとして始まる、住民主体の支え合い活動の創出を目的として普及させております。安心キットの取組は、体調急変や災害時などの救急時に迅速な対応ができるよう、医療情報、緊急連絡先などを記入したシートを冷蔵庫に保管し備えるものでございます。自治会単位などで取り入れていただき、地域の方々に認知し、助け合える関係を築いてもらうことを目的としております。配置状況といたしましては、令和5年度末で13大字、約1,500世帯となっております。希望の大字があれば、生活支援コーディネーターが、地域づくり講座と緊急時情報キットの取組と併せて、出前講座を行っております。また、令和6年4月開催の区長会におきましても、社会福祉協議会から緊急時情報キットの案内をさせていただいております。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 これはすばらしい取組なので、ぜひ推進していただきたいと思うんです。社会福祉協議会が推進している、それは委託しているということですね。本来は市の事業として委託してやっておられるということで、分かりました。私、これ、すばらしいと思うのは、情報を伝える人が、実際に倒れていると情報を伝えることができない。でも、冷蔵庫の中を見れば医療情報が確実に分かると。例えば保険証の写しを入れるとか、あるいはお薬手帳の写しとかも含めて、かかりつけ医も含めて分かると。ご本人が伝えられなくてもちゃんと伝わるようになっていくということが大変みそだと思うんです。ぜひ、これを葛城市としても広めていっていただきたいと思います。

それで、次にお伺いしたいんですが、ひとり暮らしの高齢者で、自宅のほかの人にみとられることなく、孤独死される方、葛城市ではどういう状況があるでしょうか。

川村議長 中井保健福祉部長。

中井保健福祉部長 孤独死の人数につきましては、地域包括支援センターでは把握しておりません。

しかし、食の自立支援事業の配達時の様子であったり、地域住民からの通報により、自宅に訪問することがございます。実際に訪問時に亡くなっておられた方は、令和5年度で2名いらっしゃいました。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 ありがとうございます。職員も大変なお仕事だろうと思います。こういう孤独死をされる方が、今、国の段階でも、厚生労働省などは、今後増えていくだろうということで、様々な対応策を出してきておりますけれども、私は、こうした身寄りのない、ひとり暮らしの高齢者の問題は、地方自治体でもしっかり今後サポートしていく必要があるのではないかと考えております。とりわけ、私などもそういう年になってまいりましたので、やはり自分自身の死後、自分の葬儀及び納骨、それから遺品の整理、主にこの3つ、自分が1人になったときに、例えば自分に子どもがいなかったりとか、あるいは子どもがいても疎遠だったりとか、いろんな方がいらっしゃいます。そういうときに、自分の死後どうなるのかということを、やはり不安をなくすということが今後求められることになるのではないかなと思うんです。

実は、こういうニーズが非常にあるものですから、民間事業者の中にこうした高齢者サポートサービスという形で事業を展開されている事業者がいるんです。ところが、様々トラブルが起きる。費用が高い、あるいは親族に知らせてなかったから、契約していた葬儀社と別のところと契約してトラブルになったりとか、いろんなトラブルがあるということで、厚生労働省が、こうしたサービスを利用するに当たっての啓発パンフレットまで出しているんです。つまり、それぐらい国民の中にニーズがあり、民間事業者がやり始めている。そこでトラブルも起きているということなんです。行政において、こういう相談を受けるとすれば、先ほどからあるように、地域包括支援センターだろうと思うんですけれども、こうした相談について、どんな相談内容、相談をされているか、まず聞きます。高齢者に対するご相談いろいろされていると思うので、地域包括支援センターの相談内容についてお伺いします。

川村議長 中井保健福祉部長。

中井保健福祉部長 地域包括支援センターでは、総合相談支援事業というものがございまして、葛城市に住む高齢者等に関する様々な相談を全て受け止めまして、適切な機関、制度、サービスにつなぎ、継続的にフォローするとともに、必要に応じまして、また、包括支援センターの各業務につなげていっております。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 具体的に、先ほど言いました、葬儀とか納骨先の問題、あるいは相続とか遺品整理についての相談もあるのでしょうか。

川村議長 中井保健福祉部長。

中井保健福祉部長 包括支援センターでは、もちろん終活の相談についてもございます。また、ほかの相談をしておりますも、終活の相談に至ることもございます。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 終活の相談ということで、葛城市もエンディングノートというものを、地域包括支援センターへ行くと、私もいただきました。見まして、よくできていると思うんです。無料でこういうことをやっておられて、整理できるようになっているんですが、私が気になったのは、ノートの書き方のところで、一番下に、ノートの存在を誰かに伝え、保管場所を明らかにしておきましょうと。それはそうです。これ、葬儀場所をどこでとか、納骨先はどこでとか、あるいは財産のことまで全部書くようになっていますから、やっぱり子どもがいれば、亡くなったときに、これ見てや、ここに置いてあるよというふうに言うておきましょうということなんですが、身寄りがなかったら、そもそも、こういうことを書いても、亡くなった後、ちゃんとできるかどうか分からないということになるので、課題があると思うんです。

最初に述べました、緊急時安心キットのように、確実に情報が必要なところへ届くというふうに、難しいところはあると思っているわけですが、そこでお聞きしたいんですけど、ほかの自治体でも最近、こういうことで、生前に、行政のほうから、例えば葬儀、あるいは納骨先、あるいは遺品整理等について、事前に、生前に業者と契約することを行政が仲立ちして、亡くなったら、その情報を業者に行政のほうから伝えるという取組をやり始めているところが出てきております。最近では、5月8日に神戸市が記者発表していきまして、神戸ですから、こちらのほうまでは新聞記事になっておりませんが、エンディングプランサポート事業というものを6月3日よりやりますと。どう書いてあるかと記者発表の文章を見ますと、頼れる身寄りがなく、生活にゆとりがない高齢者について、自身の葬儀や納骨先などへの不安を解消するため、生前の葬儀、納骨予約（市民と葬祭事業者の間の契約）の手続を市が支援する仕組みとしてエンディングプランサポート事業を実施し、6月3日より相談受付を開始しますと。これは、先ほど言いましたように、亡くなったら業者のほうに伝えて、契約をちゃんと執行するかどうかまで行政のほうで見ていくというふうな仕組みをやられているということなんです。葛城市についてそれでお聞きしたいんですが、葛城市において、こういう生前の葬儀契約について情報の提供等をやっておられるのでしょうか。

川村議長 中井保健福祉部長。

中井保健福祉部長 生前葬儀契約についてでございますが、任意後見契約は本人が死亡した時点で終了となるということもございます。入院費や入院費用の支払い、お葬式、納骨など、死後事務委任契約を結ぶ必要も出てまいります。死後事務委任契約は専門家と契約する必要がありますので、相談機関の情報提供は行っております。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 葛城市ではまだそこまで、神戸市のように踏み込んだサポートは行っていないということだろうと思います。

次に、お墓の問題です。これも大きい問題でして、供養していただける方がいないと、お墓があっても、供養していただく身寄りがなかったら、これは大変難しいということで、皆さん、この点でも悩んでおられる方は増えているんですけれども、その中で、合葬墓の取組が、公営の墓地を運営されている自治体でもちょっとずつ広がってきているかなと思うんです。樫原市に続いて広陵町も公営の合葬墓を造られましたけれども、そうすれば身寄りのな

い方にとっても非常にありがたいことだろうと思うんですけども、葛城市は市営墓地がありますけども、葛城市に合葬墓、合同墓はあるかどうか、お伺いします。

川村議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 市民生活部、西川です。よろしくお願いいたします。

市営墓地には、合同墓も合葬墓も現在ございません。今、墓地の総区画数が1,683区画ございます。使用区画数が令和6年5月末現在1,248区画で、使用率は74.15%となっております。残区画もあることから、現時点での合同墓、合葬墓は考えておりません。

以上です。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 実は合葬墓、合同墓とか合葬墳墓とかいう言い方がありますがですけども、過去、市議会におきましても、平成29年度の第4回定例会の一般質問で、当時の内野議員が、山麓公園の墓地周辺に低料金で利用しやすい市営の納骨堂や合葬墳墓などを建設していただきたいということで、樫原市のことも詳しく調査され、紹介されて、私はそのとき初めてそういうことを知ったわけですけども、このときに阿古市長がこう答えられておるんです。しばらくの時間、これは市民の方々の要望もございますし、その在り方についてしばらく研究の期間をいただけたらと思いますとおっしゃっております。既にこの答弁から5年もたっておりますし、厚生労働省等も、高齢者のこうした身寄りのない方々に対する様々な施策、国のほうでも議論もされ、各地方自治体でもいろんな取組が進んできているところでありますから、この点についても、今後ともぜひ実現に向かって歩みを進めていただきたいと。これは要望させていただきます。

それでは、先ほど少し出てきましたが、遺産、遺品の財産の処分の問題については、先ほどありましたように、一番確かなのは、生前に成年後見制度を利用することなんです。しかし、これについては、大変使いにくいということもあって、なかなか広がっておりません。これについてまずお聞きしたいんですが、葛城市においてどの程度、相談数、利用者がおられるか、伺います。

川村議長 中井保健福祉部長。

中井保健福祉部長 まず、令和5年度の権利擁護相談の件数は430件のうち、成年後見制度に関する相談は41件となっております。また、葛城市での成年後見制度の利用者は81人となっております。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 この制度を利用したいという方はおられるんですが、費用面で非常に苦慮される方もいるんですが、実際費用はどういう費用になるのでしょうか。

川村議長 中井保健福祉部長。

中井保健福祉部長 成年後見制度に係る費用は、申立て費用と後見人等への報酬が必要となります。

申立ての費用といたしましては、申立ての手数料、郵送費用、医師の診断書、住民票や戸籍抄本取得費用などを含めまして、金額は前後しますが、標準的な金額として約2万円から3万円程度かかると想定されております。

次に、後見人等への報酬につきましては、東京家庭裁判所の成年後見人等の報酬額の目安によりますと、その方の資産の状況や後見人等の活動内容により変動はありますが、基本の目安額は、月額およそ2万円程度となっております。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 月額2万円で、ずっと負担するのなかなか大変なんですけれども、身寄りがいないため、特に所得が低いために、利用したくてもできないという方もいらっしゃると思うんですが、救済制度はあるのでしょうか。

川村議長 中井保健福祉部長。

中井保健福祉部長 まず、認知症、知的障がいまたは精神障がいの状態にあるため、判断能力に乏しく、日常生活に支障がある人や、家族からの虐待がある方、生活保護受給者に対しまして後見等を必要と判断したときは、葛城市成年後見制度利用支援事業におきまして、審判を市長が申立てする制度がございます。その中でも支払いが困難な方に対しましては、申立てに係る費用を負担しております。また、報酬につきましても、その方の資産の状況により変動はありますが、後見開始の審判の申立てを行い、専門家が後見人等に選任された場合、本人が後見人等の報酬を支払うことが困難な人に対しましては、生活の場が在宅の方に対しては月額2万8,000円、施設入所中の方に対しては1万8,000円を上限として助成しております。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 ありがとうございます。成年後見人の扱いについても、財産整理等につきましては、各自治体でもいろんな工夫をされているようです。成年後見人に必ずしも頼らなくても、どうやるかということについてもいろいろ研究が進んでいるようですので、ぜひ、いろいろと工夫をしていただけたらと思うところですけども、今、全国でこうした取組が進んでいるのは、発端となったのは、神奈川県の大和市のおひとりさま支援条例、ネーミングが強烈だったので一躍有名になりましたけれども、ここで、先ほど神戸市が行っているのは、サポートプランが行われた。モデルになったところです。それが今、全国へ広がっていつているわけですけども、私は、葛城市でもこうしたことをやっていくべきときに来ているのではないかなと思うんですけども、この点について、ぜひ、市長の見解をお伺いしたいと思います。

川村議長 阿古市長。

阿古市長 葛城市におきましても、地域包括支援センターにおいて、終えん支援につきましては行っています。今後も他市町村の終活支援について、より充実できる内容のものがあれば取り入れて、高齢者が地域で健康で安心して生活が送ることができるように、様々な支援に取り組んでまいりたいと考えております。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 先ほど神戸市の事例を紹介しましたがけれども、高齢者が最後まで、一番不安の種、心配の種となる葬儀とか、納骨先とか、あるいは自分自身の遺品等の整理、特に身寄りのない、身寄りの薄い方にとっては、大変これは大きな苦痛となっておって、今後、今はシングルの方も、50代、40代、増えてきております。そういうこともあつて、社会問題になってきているところでもありますから、先進事例にしっかりと学んでいただいて、葛城市でも同様の取組を

進めていただくことをお願い申し上げまして、質問といたします。ありがとうございました。

川村議長 谷原一安議員の発言を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ延会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明日18日午前10時から本会議を再開いたしますので、午前9時30分にご参集願います。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後4時31分